

いの町 第2次 振興計画

基本計画（前期）

〔平成27年度～平成31年度〕

も く じ

第1編 基本計画(前期)

第1章 生活・環境	1
1 自然環境との共生	1
2 快適な生活基盤の整備	6
3 安全な住民生活の確保	16
第2章 安心・健康	24
1 健康づくりと医療サービスの充実	24
2 子育て支援の充実	28
3 福祉の充実	33
第3章 産業振興	39
1 農林畜水産業の振興	39
2 商工業・サービス業の振興	46
3 観光の振興	52
第4章 教育・文化	54
1 青少年の健全育成	54
2 学校教育・幼児教育の充実	56
3 生涯学習・生涯スポーツの推進	61
4 人権の尊重と男女共同参画社会の促進	63
5 地域文化の継承・振興	67
6 国際交流と地域間交流の促進	68
第5章 連携・協働	69
1 コミュニティの育成	69
2 住民参画による行政運営	71

第 1 編 基本計画（前期）

基本計画では、基本構想に基づき、各行政分野における具体的な施策や事業について策定します。計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

第 1 章 生活・環境 ～ 自然を守り快適で安全なまちづくり ～

1 自然環境との共生

(1) 自然の保全・活用

〔1〕 現況と課題

本町には、石鎚国定公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている森林、仁淀川や吉野川といった清流などがあり、豊かな自然環境が残されています。

一方で、高度な排水処理施設が導入できていない工場が一部残っています。また、山林や河川などへのごみの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

今後は、生活排水処理施設やより高度な製紙工場排水処理施設の整備促進を図るとともに、行政と住民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもとに、連携・協力した環境保全及び環境美化活動の推進が必要となります。

〔2〕 施策の体系

自然の保全 自然生態系の保全 環境美化の推進 自然の活用

〔3〕 施策の展開

自然の保全

清流仁淀川の保全を図るため、「仁淀川の清流保存に関する条例」に基づき、行政、住民、事業者が連携・協力のもと、美化及び浄化活動に取り組むとともに、生活排水処理施設の整備促進や浄化施設の適切な維持管理を推進し、生活排水や製紙工場排水の浄化を図ります。

公共事業については、自然の改変を最小限に抑えるなど、自然に配慮した工事を実施していきます。

レクリエーション、イベント、体験学習などを通じて、自然に対する関心や理解を深めていく対策を推進します。

自然生態系の保全

植物や動物、昆虫などの自然生態系の保全を図るための環境づくりを推進します。

環境美化の推進

住民の協力により、ごみのポイ捨ての防止や河川、道路などの清掃活動を推進します。

ごみの不法投棄については、警察などの関係機関と連携強化を図り、防止策を講じて行きます。

自然の活用

自然の持つ多様な機能を観光や住民の憩いの場として活用を図るため、施設の整備を推進します。

(2) 水土保持の森林づくり

(1) 現況と課題

森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止等の様々な機能の発揮を通じて、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動に深く結びついています。健全な森林は、表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われており、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ土壌保全機能や、樹木の根が土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊を防ぐ山地災害防止機能を有しています。さらには、森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化する水源涵養機能を有しています。

本町の森林面積は42,334ha(民有林30,440ha、国有林11,894ha)、森林率は90%となっています。本町の森林は、1,800mを超える高標高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻な地形となっていることから、古くから山地災害や水害といった自然災害に多く見舞われてきました。そのため、適切な森林整備により森林の有する公益的機能を高度に発揮させることが求められており、高齢級化により総蓄積量が約990万 m^3 と量的に充実しつつある民有林の人工林については、引き続き、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、長伐期施業や抜き伐り施業等による針広混交林化といった地域に適した多様な施業にも取り組む必要があります。さらに、適切な主伐と更新を図り、均衡のとれた年齢構成に誘導する必要があります。

(2) 施策の体系

森林の有する公益的機能の高度発揮

(3) 施策の展開

森林の有する公益的機能の高度発揮

本町の森林資源が成熟する中で、主伐面積が増加することが予想されることから、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するため、「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の森林所有者等への周知を図っていきます。

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な取り組みを、本町独自の補助制度等を活用し、積極的に推進します。

町民の財産である町有林については、引き続き間伐等の森林整備を環境先進企業と連携しつつ推進するとともに、境界等の管理を適切に実施します。林内路網が整備されているなど木材生産に適した立地条件等の場合、適切な主伐及び更新を実施することにより持続可能な森林経営の推進を図ります。一方、奥地に所在している場合にあっては、原則として、長伐期施業や択伐林施業に取り組めます。

(3) 循環型社会の構築

(1) 現況と課題

ごみの分別により、一般家庭におけるごみの減量及び再資源化を進めています。びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙、布などの資源ごみの再資源化が定着してきたことに伴い、可燃ごみの減量にもつながっています。

一方、木材の利用は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化につながるのみならず、地球温暖化の防止にも貢献しています。平成22年には、公共建築物の木材利用を推進する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことから、本町においても平成24年5月に「いの町産材利用推進方針」（平成26年7月から「いの町産材等利用推進方針」。）を策定し、この方針に基づき公共建築物等に積極的に木材を利用することとしています。

今後は、ごみ全体の排出抑制、再資源化や省エネルギー化、省資源化の啓発及び推進に努めることや、公共施設などでのグリーン購入法における環境物品の購入比率の向上を図り、循環型社会の形成を推進することにより、住民や事業者にその意識を高めていく必要があります。

また、公共建築物等への木材利用の取り組みをさらに推進する必要があります。

(2) 施策の体系

ごみの減量と再資源化の推進 公共施設等における取り組み

(3) 施策の展開

ごみの減量と再資源化の推進

生ごみ電動処理機購入への助成や生ごみ処理容器の無償貸与により、家庭における生ごみの減量化を推進します。

住民や事業者の自発的なごみのリサイクル、省エネルギー、省資源化等に関する意識を高めていくよう広報、支援を行います。

公共施設等における取り組み

「地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、本町庁舎内におけるごみの減量、分別の徹底による再資源化、電気、水道等の使用量の削減を図っていきます。

グリーン購入法を推進し、環境に配慮した物品の調達を推進します。

「いの町産材等利用推進方針」に基づいた間伐材等の木材やリサイクル製品の積極的な活用により、環境に配慮した公共工事を促進します。

新たな公共施設の整備時には、省エネルギー型の電気設備や給排水設備の採用や、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に行います。

(4) 環境学習・環境教育の推進

(1) 現況と課題

地域の環境を保全するためには、住民一人ひとりが、環境への理解を深め、意識を向上させることが不可欠です。このため、就学年齢層のみならず、幅広い年齢層に、環境学習、環境教育を推進する必要があります。特に、現代社会では、人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっていることから、子どもたちをはじめとする住民が、植林、間伐、自然観察等の幅広い活動を通じて、森林・林業について学習する「森林環境教育」の取り組みの推進が必要です。

本町では、「森林環境教育」について、「総合的な学習の時間」の活用により、森林・林業行政と学校が連携し本町の森林・林業についての学習やチェーンソーの操作といった体験の場を必要に応じ設けています。さらに、環境先進企業との連携により、町有林をフィールドとした間伐等の体験の場を提供するなど、森林環境教育の機会の創出を推進しています。

また、市街化区域内の地域で子どもエコクラブが発足している地域もあり、身近な題材をもとに幅広い分野の学習が展開しているものの、その多くが各学校等の取り組みに頼らざるを得ず、幅広い層への推進には至っていないのが現状です。

今後は、関係団体との連携を深め、体験を通じて、学び、行動する環境学習・環境教育の機会の拡大を図る必要があります。

(2) 施策の体系

環境学習・環境教育の推進

(3) 施策の展開

環境学習・環境教育の推進

環境保全のための行動ができるよう、学校教育や生涯学習等の様々な場や機会を通じて、環境教育を推進します。

森林環境教育については、今後ともその推進はもとより、実施に当たっては、森林・林業行政など関係機関との連携を深めます。

日常の暮らしの中で、身近な題材をもとに、幅広い分野についての環境学習を推進していきます。

2 快適な生活基盤の整備

(1) 道路網の整備

〔1〕 現況と課題

本町は、高知自動車道・国道194号の寒風山道路・しまなみ海道の開通により、国道33号も含めて、県境を超えた広域的な交流を促進する道路網の集結点となっています。

市街地部の国道33号は、幅員も狭く、住家や商店が密集し、現在でも慢性的な渋滞が発生しています。今後も、さらに著しい渋滞が発生することが予想され、高知西バイパスの早期の全線供用が望まれています。

高知西バイパスは、平成9年12月に 期区間の高知市鴨部から枝川間の4.3kmが供用され、 期区間の枝川から波川間の5.5kmのうち、天神IC～鎌田IC間が平成24年12月に供用されました。残りの枝川IC～天神IC間は平成27年度の供用開始に向けて、国・県と連携し取り組んでいます。また、鎌田IC～波川間については、平成28年度以降の供用予定となっています。

国道194号は、合併に伴い本町の南北の骨格を形成する重要な路線ですが、一部に急カーブ、急勾配や見通しの悪い非常に危険な箇所があります。寒風山道路の開通もあり、交通量も増加しているため、部分改良やゆずり車線設置に向けて早急な計画が待たれている状況です。

また、高知自動車道の大豊ICからのアクセス道路としても重要な路線である国道439号は、平成25年3月に柳野工区の完成により全線二車線化となり、これに接続される県道高知伊予三島線榎ヶ峰トンネル新設計画の推進と、幅員狭小等の県道西津賀才日比原線、奥の谷日比原線の改良が待たれている状況です。

国道56号(高知市春野町)と国道33号を結ぶ県道高知南環状線や、高知自動車道土佐ICと国道33号を結ぶ県道土佐伊野線は、アクセス道路として今後の交通量の増大を考えると未だに不十分な状況です。

県道石鎚公園線は、山岳観光の拠点となる町道瓶ヶ森線・瓶ヶ森西線に接続する路線であるとともに地域の重要な生活道ですが、狭隘の上、曲線が連続しているため、衝突事故も多く発生しており、早期整備が待たれている状況です。

町道については、平成25年3月末現在873路線あり、産業生産基盤の一端を担うとともに、地域住民の日常生活に密着した利用がなされており、道路の機能強化が求められています。

〔2〕 施策の体系

幹線道路の整備 町道の整備

〔3〕 施策の展開

幹線道路の整備

高知西バイパスについては、枝川ＩＣ～天神ＩＣ間を平成２７年度の供用目標開始年度内の開通を、また、鎌田ＩＣ～波川間は平成２８年度以降の早期供用開始を国に強く要望します。

国道３３号及び国道１９４号については、危険箇所の早期着手を国及び県に強く要望します。

高知西バイパスのアクセス道路となる県道高知南環状線、県道土佐伊野線について一体的な改良が図られるよう県に要望していくとともに、県道石鎚公園線など、ほかの県道の整備促進についても併せて県に要望します。

町道の整備

既存集落内の道路整備を促進するとともに、住民の生活における利便性、安全性などの向上を図るため、生活道路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、安全で快適な人に優しい道路空間の整備を推進していきます。

各公共施設等へのアクセス向上を図るための道路整備を推進していきます。

高知西バイパスの開設に併せて、バイパスにアクセスする町道の整備を図ります。

道路ストック総点検を実施することにより適切な維持管理に努め、第三者への被害を未然に防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

トンネル・橋梁などの重要構造物の長寿命化を図るため、点検や補修工事を計画的に行います。

(2) 住環境の整備

(1) 現況と課題

まちづくりにおいては、誰もが快適に安心して暮らせる質の高い住環境が求められており、地域の魅力と定住人口の増加を図るためにも、住環境の整備は、必要不可欠と言えます。

本町の中心市街地及び周辺部においては、土地区画整理事業や都市下水路事業、公共下水道事業など各種の都市計画事業の実施により、都市基盤の整備を進めています。

また、中山間地域においては、過疎化、高齢化の進行などで集落の維持が困難な地域もあり、集落の維持・存続や定住促進の観点からも、住環境の整備を進めています。

公営住宅については、現在23か所172戸あり、平成9年以降に建築された内野団地(40戸)やリバーサイド津賀才(14戸)などは、近代的な住宅が確保されていますが、昭和50年代以前に建築された建物は老朽化が著しく、耐震性がないため、耐震補強や取り壊しが必要となっています。

住宅用地については、定住促進の一環として、町営分譲宅地を吾北地域に22区画、本川地域に11区画整備しており、早期の完売に向けて取り組んでいます。

住宅地を含む土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を進めています。中山間地域を中心に土地所有者の不在や世代交代が進み境界に関する記憶や目印が失われている状況があり、公共事業や個人間での土地の有効利用が困難になっている場合があります。

町営墓地については、長沢共同墓地と伊野南墓地公園を設置し、管理しています。

今後においても、日常生活における住民の利便性・安全性の確保と地域の活性化を図るため、周辺環境との調和を保ちながら、中心市街地、中山間地域などそれぞれが持つ地域特性に応じて質の高い住環境の整備を進めていくことが必要です。

(2) 施策の体系

住環境の整備 町営住宅の整備 住宅用地の供給 地籍調査事業の推進 町営墓地の管理
--

(3) 施策の展開

住環境の整備

都市計画区域については、「都市計画マスタープラン」を活用し、さらなる都市基盤の整備を図ります。

中山間地域においては、地域の特性に応じて、生活道路や生活環境の整備を図ります。また、地域住民と行政との合意に基づき、空き家等を活用し、移住者の受け入れを推進することなどで集落の維持・存続に向けた取り組みを推進します。

町営住宅の整備

若者の定住促進、高齢者、障害者への対応など多様化する居住形態や住環境ニーズを踏まえて、老朽化した町営住宅の耐震補強や取り壊し等を検討します。

住宅用地の供給

人口の定住と地域の活性化を図るため吾北、本川地域の町が整備した分譲住宅用地について、完売に向けたPR等を行います。

民間主導による住宅団地などの開発については、自然環境との調和や周辺コミュニティへの配慮が図られたものとなるよう適切に指導していきます。

地籍調査事業の推進

過疎・高齢化の進行が著しい地区及び、公共事業の用地確保が困難な地域などを計画的に調査し早期完了に向けた取り組みを推進します。

町営墓地の管理

既存の町営墓地について、適正に管理していきます。

(3) 上水道・簡易水道等の施設整備

(1) 現況と課題

本町の水道事業は、公営企業法を適用する会計と、公営企業法を適用しない会計の2種類の会計をもって行っており、平成28年度に公営企業に統合すべく、必要な作業を行っています。

伊野地域においては、給水件数、給水人口ともに減少傾向が続いています。また、有収水量においても、下水道の普及による増加が予測できるものの、人口減によりここ数年の比較では減少傾向が続いている状況です。各水道施設の水源は、地下水の深井戸で水質・水量ともに良好な状態です。

また水道の施設では、簡易水道の統合整備を行いつつ、老朽管や機械設備の更新を行ってきましたが、南海トラフ地震に備えての取水施設、配水池、重要管路の耐震化や水需要状況の変化による配水区分の変更、老朽配水池の統合計画、耐用年数を経過した配水管の布設替え等、計画的な施設更新が今後の課題となっています。

吾北・本川地域においては、人家が散在している山間集落で未普及地域が多くある現状であり、近年、降雨による濁流水の流入、異常気象による水不足等により水源の確保が困難となってきており、水道施設の整備が望まれています。また、老朽化が著しい水道施設の整備も重要課題となっています。

【水道の状況】

<平成26年3月末現在>

	給水人口				普及率
	上水道	簡易水道	飲料水 給水施設	合計	
伊野地域	17,002人	3,318人	217人	20,537人	94.2%
吾北地域		1,568人	39人	1,607人	61.8%
本川地域		351人	58人	409人	76.6%
全体	17,002人	5,237人	314人	22,553人	90.5%

(2) 施策の体系

良質な水の安定供給 未整備地域への整備 水の有効利用 水道事業の統合 計画的な水道施設の更新
--

〔3〕 施策の展開

良質な水の安定供給

水道水源の水質改善や水源の保全のため、森林の有する水源涵養機能の高度発揮に資する森林整備の積極的な推進と、生活排水対策等による河川の浄化に向けた取り組みを推進します。

水質検査など水質監視体制の整備、充実を図ります。

未整備地域への整備

人口規模や人口密度なども考慮し、既存施設改修時における給水地域の拡大や新設整備を推進します。

人家が散在する小規模集落においては、引き続き小規模給水施設の整備、改修のための経費の助成を行います。

水の有効利用

水に対する住民の節水意識の高揚を促し、限りある水資源の有効利用を図ります。

水道事業の統合

上水道、簡易水道、飲料水供給施設の平成28年度統合に向けた作業を進めます。

計画的な水道施設の更新

南海トラフ地震に備えての取水施設、配水池、重要管路の耐震化や老朽配水池の統合計画、耐用年数を経過した配水管の布設替え等、計画的な水道施設の更新を行います。

(4) 下水道・農業集落排水等の施設整備

(1) 現況と課題

公共下水道をはじめとする污水处理施設は、快適な住民生活を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水質環境を保全するために非常に重要な役割を担っています。このことから、本町では、県内市町村に先がけて公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施してきました。

公共下水道事業は、昭和50年3月公共下水道基本計画を策定し昭和54年12月国土交通省より事業認可を受け事業着手して以降、旧市街地を中心に、幹線及び支線管渠の建設工事を積極的に推進しており、平成25年度までに、污水管渠2.9km、終末処理場（日最大汚水量5,250m³）が整備され、整備区間における水洗化率は、89.7%となっています。

農業集落排水事業は、現在、八代処理区（平成10年供用開始、処理区域面積8ha、計画処理人口520人）と加田処理区（平成16年供用開始、処理区域面積6ha、計画処理人口510人）の2か所で供用開始しており、水洗化率は、八代処理区で82.4%、加田地区で66.6%となっています。

平成19年6月から町管理となった天王地区污水处理施設は、水洗化率100%であり安全で快適な水質環境が保たれています。

また、下水道認可区域、農業集落排水事業処理区域及び天王地区污水处理区域を除く区域においては、家庭で浄化槽を設置する場合の補助制度を設けて、普及を図っています。

污水处理施設の整備状況を地域別に見ると、吾北・本川地域では、公共下水道や農業集落排水が整備されていないことから伊野地域に比べて整備が遅れています。

今後においては、引き続き処理区域内の水洗化率の向上を図るとともに、施設の老朽化に伴い多額の改築費用が見込まれることから、施設の維持管理、新規投資を一体としてとらえ、施設の統合や長寿命化対策への取り組みが課題となっています。

【污水处理施設の状況】

<平成26年3月末現在>

	処 理 人 口				污水处理施設 整備率
	公 共 下水道	農業集落 排 水	浄化槽	合 計	
伊野地域	3,680 人	535 人	12,752 人	16,967 人	77.9 %
吾北地域	0 人	0 人	548 人	548 人	21.1 %
本川地域	0 人	0 人	154 人	154 人	28.8 %
全 体	3,680 人	535 人	13,454 人	17,669 人	70.9 %

〔2〕 施策の体系

既存設備の維持管理 未水洗化世帯の解消 未整備地域への整備 南海トラフ地震対策の推進 全体計画の見直し

〔3〕 施策の展開

既存設備の維持管理

下水道施設や農業集落排水施設などの適正な維持管理を行っていきます。

未水洗化世帯の解消

既に供用開始している地域で未水洗化の住民に対して、広報などで水洗化のPRを行っていきます。

未整備地域への整備

衛生的で快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、今後も下水道施設の整備を計画的に実施し、処理区域の拡大を図ります。

南海トラフ地震対策の推進

近い将来発生が確実視されている南海トラフ地震対策として、町有施設の耐震改修を進め耐震補強を図っていきます。

全体計画の見直し

人口の減少・地域の状況に合わせて計画の見直しを行い、水環境整備を図ります。また、天王地区汚水処理施設を公共下水道と統合し効率的な運転管理を行います。

(5) 公共交通体系の整備

(1) 現況と課題

近年、多くの住民の交通手段が自家用自動車となったことや人口減少に伴い、公共交通利用者が減少している現状であるため、運行を継続するために運行便数の減便、運賃の値上げといった対策が講じられ、そのことが一層の利用者減少を招くといった悪循環を引き起こしており、いかに交通弱者の移動手段を確保していくかが重要な課題となっています。

本町における公共交通は、ＪＲ土讃線や路面電車、路線バスが運行されています。ＪＲ伊野駅を町内の公共交通結節点と位置づけ、路面電車や高知市、土佐市と接続する路線バス、本町の南東部を循環する町営バス、小野、毛田、成山地区での定時制予約式乗合タクシーが運行されています。また、ＪＲ伊野駅から吾北、本川地区方面に行く幹線道路を民間事業者が運行する路線バスがあり、吾北地区までの中山間地域とその路線バスとを接続する予約式乗合タクシーが運行され、公共交通空白地が解消されています。本川地区では、いの町社会福祉協議会本川支所における過疎地有償運送が実施され、交通弱者の移動手段を確保している状況です。

今後においては、民間事業者が運行する路線バスや町実施の乗合タクシーなどを継続的に見直していくなど、利用しやすい公共交通としていく必要があります。

また、利用者の減少により民間バス事業者への補助金が年々増加傾向にあり、財政的に深刻な課題となっています。

(2) 施策の体系

ＪＲ伊野駅周辺の環境整備 公共交通体系の整備

(3) 施策の展開

ＪＲ伊野駅周辺の環境整備

学生や高齢者など毎日多くの人に乗降するＪＲ土讃線や路面電車について、交通事業者と協力し、ＪＲ伊野駅周辺を公共交通の結節点としての環境整備を推進していきます。

公共交通体系の整備

ＪＲ土讃線・路面電車、路線バスの連結の強化や路線・運行回数の見直しなどについて、利用者の意見を踏まえ各事業者と検討・協議を行い、通勤・通学・通院・観光など幅広く利用しやすい交通体系を整備し、公共交通の利用促進に向けた取り組みを推進します。

(6) 地域情報化の推進

(1) 現況と課題

情報通信技術の発展に伴い、社会生活のあらゆる分野へ高度情報化が浸透している中で、こうした社会の変革に迅速に対応し、住民福祉の向上を図ることが求められています。

その中でも、多種多様な情報を瞬時に送受信できる移動通信網の整備は不可欠であり、本町においても、移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差に対する対策が必要です。

また、住民の主要な情報源であるテレビ放送については、平成23年7月にアナログ放送が終了しデジタル放送に移行しましたが、今後も引き続き良好な視聴環境の維持や難視聴解消のための対策が必要となってくるとともに、ラジオ難聴地域の解消に向けた取り組みも求められています。

(2) 施策の体系

移動通信網の拡充 テレビ共同受信施設整備 ラジオ難聴対策の推進

(3) 施策の展開

移動通信網の拡充

情報通信環境の地域間格差が生じないように移動通信網の拡充を図ります。

テレビ共同受信施設整備

良好な視聴環境の維持や難視聴解消のため、テレビ共同受信施設整備や大規模改修等の対策を講じていきます。

ラジオ難聴対策の推進

ラジオ難聴地域を調査し、解消に向けた取り組みを推進します。

3 安全な住民生活の確保

(1) 浸水対策

(1) 現況と課題

仁淀川は、流域に大きな恩恵を与えてきましたが、その反面、多くの水害をもたらしてきました。特に、宇治川流域は、地盤が軟弱で上流に行くほど低くなる低奥型地形であり、仁淀川の水位が高い間は自然排水が不可能になる典型的な内水河川で、昭和50年から平成26年9月までの40年間で合計42回、延べ7,246戸(うち床上浸水2,966戸)余りの人家が浸水被害を受け、このうち浸水戸数が100戸以上の大規模な浸水被害は、延べ15回に上るなど過去数多くの浸水被害が発生しました。

中でも、昭和50年8月の台風5号豪雨では、宇治川流域の平地部のほとんどが水没するなど、家屋浸水戸数2,724戸の未曾有の被害を受け、「河川激甚災害対策特別緊急事業」等が採択され、国、県、町において河道改修、宇治川排水機場の増設、早稲川放水路、地下貯留施設の整備など、様々な浸水対策が講じられてきましたが、これらの施設の効果を以ってしても十分とは言えず、以降も毎年のように浸水被害を受けてきました。

特に、平成5年には、1年間に5回に上る甚大な家屋浸水被害が発生したため、これを契機に、宇治川流域の抜本的な浸水対策として、国においては、平成7年度に「宇治川床上浸水対策特別緊急事業」が採択され、平成11年度に宇治川排水機場の増設、平成19年3月に新宇治川放水路を竣工し、呑口上流部の河道改修も併せて行われました。また、県においては、平成14年度に「河川災害復旧助成事業」の採択を受け、宇治川合流地点から上流400m区間の天神ヶ谷川の河川改修事業が平成18年度に完了し、町においては、整備計画に基づき、都市下水路事業等の内水対策を推進してきました。国、県、町の連携したこれらの事業の完了により、平成19年度から平成25年度までは床上浸水被害の発生を1戸に止めるなど、浸水被害は劇的に軽減されました。

しかしながら、平成26年8月に、台風12号、11号に伴う記録的な豪雨が発生し、家屋浸水戸数は256戸、38戸とそれぞれ甚大な浸水被害となったことから、宇治川流域の浸水被害の解消には更なる浸水対策が必要であることを改めて思い知らされました。

今後においては、国、県、町の三者で設立した「宇治川浸水対策調整会議」にて浸水被害の検証と、具体的な浸水対策の検討を行うとともに、三者の連携した事業の推進が喫緊の課題となっています。

また、仁淀川本川沿いの加田・茂地裏・神谷地区、仁淀川水系各支川特有の低奥型地形である奥田川・奈呂川・南の谷川・中の谷川流域や鎌田井筋沿い、吾北地域上八川川沿いの高岩地区においても台風や集中豪雨時には度々浸水被害が発生している状況です。この対策として、加田地区については、国において加田堤防事業が事業化され、鎌田井筋沿いについては、平成24年度に鎌田排水機場を一部供用し、浸水被害の軽減が図られています。

一方、現在まで整備してきた排水ポンプ等の中には老朽化してきたものもあり、今後において、施設の維持管理、新規投資を一体にとらえ、施設のライフサイクルコストを縮小するための計画的な取り組みが課題となっています。

〔2〕 施策の体系

河川の整備・改修、治水施設の整備

〔3〕 施策の展開

河川の整備・改修、治水施設の整備

宇治川流域について、国、県、町の三者で設立した「宇治川浸水対策調整会議」において浸水被害の検証と、具体的な浸水対策の検討を行い、三者が連携し、それぞれ事業の推進を図り、浸水被害の軽減・解消を目指します。

宇治川流域の浸水被害のさらなる軽減・解消を目指し、「新宇治川放水路の能力向上」など、浸水対策の早期事業化について国へ要望を計画的に行います。

天神ヶ谷川の早期改修により、宇治川流域の浸水被害のさらなる軽減・解消を目指し、「国道33号横断部で計画されている水圧管路の早期着工及び完成」、「高知西バイパス工事に伴う天神ヶ谷川改良工事の早期完成」及び「さらに上流約320mの普通河川東浦川合流点付近までの河川改修事業の早期事業化」について、県へ要望を計画的に行います。

宇治川流域の内水対策として、町が事業主体となる宇治川支川の河川改修や都市下水路事業などの推進を計画的に行い、浸水被害の軽減・解消を目指します。

無堤地区である加田地区については、現在国が用地買収を進めるとともに、一部築堤工事に着手しており、今後も事業推進を国に要望していきます。また、茂地裏地区の堤防建設については、事業化に向け国に要望を行います。

ほかの地域の浸水被害の軽減・解消についても、河川改修等を国・県に要望し、推進していきます。

現在まで整備してきた排水ポンプ等は、施設の長寿命化計画を立て、更新や維持管理を計画的に行っていきます。

(2) 山地災害・土砂災害対策

(1) 現況と課題

本町の森林は、1,800mを超える高標高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻な地形となっています。また、地質が東西方向に走っており、脆弱な地質構造を有しているとともに、仁淀川及び吉野川に流れ込む数多くの支流により複雑な地形を有しています。

さらに、年間降水量は、平野部で2,500mm、山間部で3,000mmを超え、全国平均1,700mmを大きく上回っています。このように、本町は災害が発生しやすい条件下にあり、毎年、台風等による集中豪雨により災害が発生しております。

中でも昭和50年8月の台風5号豪雨では、仁淀川その他の河川の氾濫による浸水や、豪雨による山崩れや土石流のため、伊野地区で23名、家屋の全半壊228棟、吾北地区で5名、家屋の全半壊151棟、本川地区で家屋の全半壊22棟のかけがいのない尊い命と貴重な財産が奪われました。

本町では、森林の山地災害防止機能を発揮させるため、国、県との緊密な連携の下、治山事業の実施により、斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧、地すべりの抑制又は抑止等のため、施設の設置や森林整備を推進しています。

また、地すべりやがけ崩れなどの土砂災害が発生し、尊い人命や貴重な財産を奪うこともあるなど、住民生活に大きな被害を与えることがあります。そのため、災害に強く、誰もが安心・安全で生活できるよう砂防事業などのハード事業や、警戒体制の整備などのソフト事業を積極的に推進することなど、ハード・ソフト一体となった対策の充実・強化が求められています。

(2) 施策の体系

治山対策の推進 土砂災害対策の推進

(3) 施策の展開

治山対策の推進

山地災害から人命や財産を守るため、治山事業による早期対策が実施されるよう、随時、国及び県に要望します。

土砂災害対策の推進

土砂災害から人命や財産を守るため、砂防事業、急傾斜崩壊対策事業やがけ崩れ住家防災対策事業などの事業が実施されるよう、国、県に要望します。

県が指定する小学校区単位における土砂災害警戒区域について、その指定された地域へのチラシの配布や説明会の開催、自主防災組織での学習会などにおいて、その情報を周知し、警戒体制の充実・強化を推進します。

(3) 消防・防災対策

(1) 現況と課題

高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、最大クラスの被害想定として、本町を震度7の強い揺れが襲い、死者140名、負傷者1,100名、全壊建物2,100棟といった被害が想定されています。

また、地震による被害は、市街地では広範囲にわたり建物の倒壊や火災が発生するおそれがあり、山間地では山地崩壊や土砂災害による道路の断絶とそれに伴う集落の孤立化が懸念されています。

本町の南海トラフ地震対策として、住宅の耐震化・家具転倒防止等、地震の揺れに対する備えと併せて、全地域での自主防災組織の組織化及び活動強化を推進する必要があります。

一方、本町の消防体制は、常備消防機関である「仁淀消防組合」と非常備消防機関である「いの町消防団」で構成されています。

いの町消防団は、伊野・吾北・本川地区の3方面隊、15分団で編成されており、仁淀消防組合と協力して消防防災活動にあたっていますが、過疎化の進行、少子高齢化社会の到来、産業・就業構造の変化などにより、近年、消防団員の確保が困難となっています。

(2) 施策の体系

南海トラフ地震対策の推進 地域防災力の向上 消防力の強化

(3) 施策の展開

南海トラフ地震対策の推進

地震発生時における死傷者数の軽減のため、耐震性の低い木造住宅への耐震診断及び耐震改修事業、ブロック塀の改修・家具の転倒防止といった揺れ対策を促進するとともに、緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震性を向上する啓発を行うなど、住宅・建築物の揺れ対策の推進に向けた取り組みを推進します。

災害を未然に防止するため、落石など通行危険箇所を調査・点検し、解消させていく取り組みを推進します。

震災時において、住民、防災関係機関に情報を伝達するための施設の整備及び情報伝達手段の多様化を図ります。

災害発生時に直ちに救護活動が行えるよう救護体制の整備と救護用資機材や救護物資の整備・充実を図っていきます。

災害時に備え、関係機関との連携を図り訓練を実施するなど医療救護体制を構築し、あわせて医薬品等医療資機材の早期整備に向けた取り組みを推進します。

地域防災力の向上

地域全体の防災力向上を図るため、全地区での自主防災組織の組織化及び活性化を図り、また女性防火クラブの育成強化に努め、地域ぐるみで災害に備えます。

要配慮者を中心として、各地域での避難体制の整備を図ります。

消防力の強化

消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防火意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

救急車両の充実を図るとともに、医療関係機関・団体との連携を強化する中で救急医療体制の整備充実を図っていきます。

中山間地に、救急患者の搬送や災害時に物資輸送を行うためヘリコプターの発着地となるヘリポートの整備を図ります。また、建物の屋上に施設の名称を書き、上空から見て場所の目印となるヘリサインの整備にも取り組みます。

(4) 交通安全・防犯対策の充実

(1) 現況と課題

近年、自動車交通量の増大に伴う交通事故の増加や犯罪の複雑化・広域化など、住民生活を脅かす要因が増加しています。特に、子どもや高齢者が、事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

本町における交通安全対策としては、関係機関及び団体等が連携し交通安全教室や街頭指導、高齢者個別訪問などを実施しており、近年では、特に、高齢者の事故防止に力を入れています。今後においては、ドライバーの交通安全意識の高揚と交通マナーの向上が課題となっています。

防犯対策としては、平成15年に、伊野南地区（八田・池ノ内・天王）に自主防犯組織「いのみなみタウンポリス」、平成18年度に「枝川地区安全パトロール隊」が結成され、地域内の防犯パトロール、街頭少年補導活動等の犯罪予防活動や、安全環境点検、広報啓発活動等様々な活動に取り組んでいます。また、各学校のPTA組織においても、これと同様に積極的な活動がされています。しかし現実には、社会的環境の悪化、人間関係の希薄化等から、ますます犯罪発生の増加が危惧される状況となっており、今後、ほかの地域においても、自主防犯組織の結成と地域・行政が一体となった取り組みが課題となっています。

安全で安心なまちづくりのためには、自分の身は、自分で守る意識を高めるとともに、交通事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていくことが必要です。

(2) 施策の体系

交通安全対策の充実 防犯対策の充実

(3) 施策の展開

交通安全対策の充実

人通りの多い路線や危険度の高い箇所から順次、カーブミラー、ガードレール、道路照明施設等の交通安全施設の設置や、通学路への歩道の整備を進めます。

国道や県道については、道路管理者に対して、交通事故多発地帯にすべり止め舗装の施行等、安全対策や改良を要望します。

春、秋の交通安全期間はもとより、そのほかの時期にも街頭指導や広報活動を実施し、交通安全意識の高揚や交通ルールの徹底を図ります。また、高齢者ドライバーの事故抑止を目的とした講習会を開催するなど、高齢者の安全対策に重点を置いた取り組みを推進します。

交通安全教室等を関係機関の協力を得て実施するとともに、交通ボランティアの育成を図ります。

防犯対策の充実

防犯灯をはじめとする防犯施設の整備を進めます。

自主防犯組織を支援し、警察駐在所等と連携した地域ぐるみの防犯体制の充実、強化を図っていきます。

誘拐、連れ去り事件や学校不審者侵入事件などの犯罪から子どもたちを守るため、安全、防犯対策を講じていきます。

(5) 消費者行政の推進

(1) 現況と課題

近年、消費生活を取り巻く経済社会環境は、急激に変化しており、消費生活上の問題も従来の品質、規格の適正、安全性に加え、多重債務、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法など、より複雑で高度化した問題が発生しています。また、消費生活に関する被害報告が性別を問わずあらゆる世代から出ており、大きな社会問題となっています。

本町においては、これまで、事業者に対する立ち入り検査や消費者情報の提供などにより、消費者保護対策に努めてきました。特に高齢者を対象とした消費生活に関する相談は急増しており、高齢化する社会の中で消費者行政の占める役割は大きいものと思われまます。

今後においては、福祉関係機関等と連携し、消費者が消費生活に必要な知識を身につけ、自らの適切な判断に基づき行動する意識を高めるとともに、消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防ぐための対策も求められています。

(2) 施策の体系

自主的な消費者活動の推進 消費者支援の推進

(3) 施策の展開

自主的な消費者活動の推進

複雑化・多様化する消費生活上の問題に自らの責任において対応できるよう、商品、サービス、取引に関する正しい知識の普及と消費者意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

消費者の自主的な活動を促進するため、消費者行政に関する情報提供や啓発活動を支援していきます。

多様化している様々な問題を地域が迅速に把握し、見守りができる体制づくりを支援します。

消費者支援の推進

消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防止するため、県消費生活センターと連携し適切な対応、処理を行うことができる相談窓口を充実させていきます。

町内で販売されている家庭用品や消費生活用製品の不当表示等を監視していきます。

消費者の自覚ある態度を促進し、消費生活における意思決定能力を養成するために、各教育機関と連携し、消費者教育を推進していきます。

第2章 安心・健康 ～安心とやさしさ健康福祉のまちづくり～

1 健康づくりと医療サービスの充実

(1) 保健・予防対策の推進

〔1〕 現況と課題

近年、日本の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩により延伸している中で、本町の平均寿命も男女ともに延伸し、県平均と比較しても長くなっています。しかしながら、健康寿命は平均寿命に比べると短く、県平均レベルで推移しています。また、生活様式の多様化による生活環境の変化とともに、がん、高血圧・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病が増加し、脳血管疾患などが原因で介護が必要となる事例が多くなっています。

本町では、健康教育、健康相談、保健指導に取り組み、生活習慣病予防対策を推進しています。その中でも、若年期からの食生活や日常的な運動など生活習慣を見直す取り組みを継続的に実施することや健康に不調が現れ始めることが多い40代、50代の働きざかり世代への疾病予防対策など各年齢層に応じた予防対策が求められています。

また、地域とのつながりが希薄でストレスの多い現代社会においては、心の健康づくりも大きな課題となっています。心身ともに健康づくりを増進し、疾病を予防するためには、定期的に健康診査を受けるなど、自分の体に関心を持ち、日頃から自分の健康状態を把握しておくことが大切です。このことから、楽しみながら健康づくり活動を行うことができる環境の充実や、医療機関等と連携した健康づくりの推進が求められています。

〔2〕 施策の体系

総合的なサービス体制の強化 保健活動・予防対策の推進 健康増進対策の推進 総合施設の整備

〔3〕 施策の展開

総合的なサービス体制の強化

保健部門と福祉部門が情報の共有を図り、より一層住民に身近な保健、医療、福祉サービスを行います。

健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康づくりに取り組む各種団体と情報を共有し、連携した取り組みを進めていきます。

町内医療機関や医師会、歯科医師会との協力体制の強化を図り、保健、医療、福祉の連携に基づく一貫した体制づくりを推進します。

保健活動・予防対策の推進

一人ひとりが自らの身体状態を把握できるよう、各種検診（健診）の充実や受診機会の確保を図ります。

特定健康診査及び特定保健指導を積極的に受診できるよう、各種団体と連携した支援や後押しを行います。

各年齢層に応じた健康相談や健康教育などに取り組み、食生活の改善や日常的な運動習慣の推進を促すことにより、生活習慣病の予防を啓発します。

健康診査受診後のフォローを充実し、住民の健康管理意識を高めます。

各種健診データの一元管理を行う健康管理システムを活用した継続性のある保健指導の推進により、生涯を通じた健康支援を行います。

歯と口の健康づくりを推進するため、虫歯予防に加え、歯周病とその予防についての啓発を行います。

感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種の定期接種をさらに徹底するとともに、感染症予防の啓発を継続的に行います

定期予防接種等について、正しい知識のもと安全に接種できるよう、広報等で情報提供するとともに、対象者には個別通知を行います。

健康増進対策の推進

健康づくりに取り組む団体と連携し、健康をテーマとしたイベントの開催を通じて、町全体の健康づくりに対する意識を高めます。

住民の健康づくりを支える推進役として、健康応援団（ヘルスメイト、健康づくり婦人会等）を充実させていくために、健康づくりに取り組む団体と情報を交換し、協力して活動できる体制を整えます。

住民の身近な健康づくりを実践する施設等の整備については、住民ニーズなどを把握し、検討します。

総合施設の整備

町民の健康増進と福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉を統合する総合施設の維持、補修に努めます。

CO²削減の実現に向けたESCO（Energy Service Company）事業を活用し、すこやかセンター伊野の省エネルギー化推進に向けて取り組みます。

(2) 地域医療の充実

(1) 現況と課題

本町の医療施設は、病院5か所、一般診療所17か所、歯科診療所9か所が整備されており、日曜日や祝日における初期救急医療については、吾川郡医師会や地元医師団の協力を得て、在宅当番医制を実施していますが、医療機関の少ない吾北・本川地域の住民にとっては医療体制に対する不安があるのが現状です。また、産科、小児科等の医療供給体制も不足しています。

これらの現状に対して、救急医療体制の充実、町立仁淀病院と地域の医療機関及び高知大学医学部附属病院、高知医療センター等高度医療を専門とする医療機関との連携強化や高齢者等が安心して医療が受けられるための在宅医療のさらなる充実も求められています。

(2) 施策の体系

町立医療機関の充実 地域医療体制の充実

(3) 施策の展開

町立医療機関の充実

住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として、仁淀病院の医師確保を図ります。

高知大学医学部附属病院や高知医療センターとの連携のもと、高度・特殊医療に対応できるネットワークづくりや、地域の病院・診療所との機能分担により、質の高い医療を提供します。

サービス利用者の求めや身体変化の状況に応じて、保健・医療・福祉の各機関が連携したサービスを提供するため、仁淀病院を核に保健・福祉と一体となった地域包括ケアシステムを構築します。

地域医療体制の充実

吾北・本川地域の住民が、安心して暮らせるよう仁淀病院吾北診療所、吾北地域の民間医療機関との連携や本川診療所の存続を図ります。

医師会の協力のもと、病院と診療所の機能分担及び連携強化を進めます。

吾川郡医師会や地元医師団の協力を得て、在宅当番医制事業を推進し、休日、夜間、緊急時等における救急医療体制の充実を推進します。

疾病や障害があっても、安心して在宅で暮らせるように訪問看護等の充実を推進します。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度と医療費助成

(1) 現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として町民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に大きく寄与し、地域保険として重要な役割を果たしています。

しかしながら、被保険者の高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により年々保険給付費が増加する状況の中、財政基盤の要となる税金については、高齢化や経済不況による離職者などによる被保険者の所得の低下等により減収となることが予測され、国民健康保険の運営は極めて厳しい状況が続いています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象とする独立した医療制度として平成20年4月から実施され定着化しています。

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度を健全に運営するため、事業運営にかかる構造的な課題の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し健全化を図る必要があります。

そのほかに、乳幼児、児童、重度心身障害児・者、ひとり親家庭などの健康の向上、生活の安定、福祉の増進を目的として医療費の助成制度を実施しています。

(2) 施策の体系

国民健康保険・後期高齢者医療事業の推進 医療費への助成

(3) 施策の展開

国民健康保険・後期高齢者医療事業の推進

加入者の疾病予防及び早期発見、治療等のための保健事業を推進し、医療費通知の継続、ジェネリック医薬品の差額通知による使用促進、適正受診の周知など、医療費の適正化に努めます。

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の公平、公正な賦課・徴収を行います。

医療費への助成

各種保険制度や国、県の医療費助成制度との調整を図りながら、乳幼児、児童、重度心身障害児・者、ひとり親家庭医療などの医療費に対する適切な助成を行います。

2 子育て支援の充実

(1) 母子保健サービスの充実

(1) 現況と課題

近年、核家族化の進行や出生者数の減少、都市化の進展やライフスタイルの変化などにより、妊娠や出産、育児などの母子や子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育て世帯の孤立、家庭の育児能力の低下、低体重出生児の増加、児童虐待等が危惧されています。

本町では、従来から実施しているハイリスク妊婦への訪問、乳児全戸訪問、乳幼児健診、育児相談を新たに策定が予定されている「いの町子ども子育て支援事業計画」においても実施し、安心して妊娠・出産・育児ができ、また、子どもが生きる力を育みながら心身ともに健やかに育つように、周産期から早期にかかわる支援体制の充実を継続的に取り組んでいます。また、様々な問題を抱えながら子育てしている保護者に対しては、その環境等個々に応じたきめ細やかな支援を継続させ、より一層の充実が求められています。

(2) 施策の体系

妊娠・出産期への支援 乳幼児期への支援 思春期への支援

(3) 施策の展開

妊娠・出産期への支援

安心して出産を迎えることができるよう母子健康手帳の発行時にハイリスク妊婦を把握し、訪問指導等を通じて個々に応じた支援を継続します。

必要に応じ医療機関と連携を図り、安心・安全な出産ができるように支援します。

子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携を図り、妊娠期を健やかにすごせるよう支援します。

乳幼児期への支援

乳児訪問指導の充実を図り、育児不安のある親の支援に努めます。

乳幼児の発育・発達状況を把握するとともに、育児不安を抱く親の発見や助言を行うなど、他職種による乳幼児健診の充実を図ります。

親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、発達に配慮が必要な子どもの早期発見・支援・療育に努め、あわせて親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深めるフォローを行うことにより、よりよい親子関係の構築に努めます。

地域での育児相談、離乳食講習等を実施し、育児情報の提供や育児方法に関する指導を行います。

地域に根ざした子育て支援活動を推進するために、母子保健推進員の養成を行うとともに、母子保健推進員等と連携した活動を推進します。

医療機関や保育園、幼稚園、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」等と連携を図りながら乳幼児の健康や子育てを支援します。

思春期への支援

健全な父性・母性意識を育て、幼児期から思春期にかけて命の大切さについての正しい知識の取得と意識の向上のために、学校等関係機関との連携を図り、「いの・いのち育て事業」等を通じて、中学生が乳幼児とふれあう場づくり、性についての正しい知識を得る環境づくり、子どもを産み、命を育むことに関する学習機会を提供し、啓発活動や体験事業を実施します。

(2) 保育サービスの向上

(1) 現況と課題

近年、共働き世帯の増加や就業形態の多様化などにより、家庭における日中の保育支援を必要とする家庭が増加し、子どもを取り巻く保育環境は大きく変化しています。

伊野地域においては、保育対象児童数は減少している中、低年齢児童の入園が増加している現状を踏まえ、満6か月からの乳児受け入れ体制を整え実施している施設もあり、今後もさらなる施設整備や次世代育成のための各種保育サービスについても総合的な対応が求められています。

(2) 施策の体系

保育サービスの充実

(3) 施策の展開

保育サービスの充実

延長保育、一時保育、乳児保育など地域の実態を踏まえた保育ニーズへのきめ細かな対応を行います。

特別支援を要する園児については、その支援の種類、程度に応じて加配保育士などを配置するとともに、園児の家庭と専門機関との連携を強化し、より良い育成環境の整備を推進します。

(3) 子育て支援体制の充実

(1) 現況と課題

近年、全国的な傾向ではありますが、本町においても出生数の減少、核家族化や共働き世帯の増加、地域力の低下など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育て環境の変化により、出産や育児に対する不安も多様化しており、保護者の仕事と育児の両立という負担感は子どもの心の成長にも大きく影響を及ぼします。

また、出生数に地域差はあるものの、近年は地域に関係なくひとり親家庭の増加がみられています。

このように子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するために、各地区において身近に相談が受けられ、また交流の場として活用できるように、育児相談の実施、保育園・幼稚園での園庭開放、保育園と連携した教室などを実施するとともに、保育園・幼稚園入園前の乳幼児をもつ保護者同士の出会いと交流の場であり、子どもたちが自由に遊び関わり合う場でもある子育て支援センター「ぐりぐらひろば」を設置しています。

児童相談の窓口としては平成16年に児童福祉法が改正され、市町村が児童家庭相談に対応することとなりました。近年の相談件数のうち児童虐待の件数は横ばいであるものの、要支援とされる家庭は年々増加傾向にあります。これらの各種相談窓口を充実していくとともに、町の現状や地域の特性を踏まえ、子育ての基盤が親であり家庭であることを基本に、関係機関との連携を強めながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりや支援に、地域全体で取り組むことが求められています。また、各種相談内容が、近年複雑化・深刻化する傾向が強いことから、所属所管を越えての多職種・多機関との連携が必要となっています。

(2) 施策の体系

子育てに係る環境整備 子育てに係る経済的負担の軽減 ひとり親家庭に対する支援 児童相談窓口体制の充実

(3) 施策の展開

子育てに係る環境整備

児童虐待の防止に向けて、関係機関、関係団体等の緊密な連携を図りつつ、相談支援体制の強化を図ります。

子育て中の親子が遊びやふれあいを通して互いに養育力を高め合うとともに子育てについて語り合い、ともに悩み、考え、学び合い、育ち合う場として、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」を開放し、子育ての喜びや楽しみが実感できるような拠点事業の充実を図ります。また、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていくために、子育て支援のニーズをしっかりと把握し、地域のニーズに見合った事業を、いの町子ども・子育て支援事業計画に基づき実施します。

昼間保護者のいない児童のための放課後児童クラブを充実します。

子どもが安心して遊べる身近な遊び場・遊具の整備に努めます。

子育てに係る経済的負担の軽減

児童手当の支給、乳幼児医療費の助成などを通じて、保護者の負担軽減に努めます。

ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、国・県等の関係機関と連携して就労の相談、情報提供や資格取得に対する支援に努めるとともに、町営住宅への優先入居を配慮します。

民生委員・児童委員等の連携により、生活実態を把握するとともに、子育てや生活面での専門的な相談体制を充実し、家庭の事情に応じて身近で適切な対応ができる相談業務の推進を図ります。

児童相談窓口体制の充実

虐待、少年非行、特別支援を要する子どもなどに関する相談や、子どもに関する各種の相談に応じられるよう「はあとステーションいの」など児童相談窓口の充実に努めます。

要保護児童の早期発見・早期対応に向けて、各関係機関との連携のもと、要保護児童対策地域協議会「いの町子どもサポートネットワーク」のさらなる円滑な運営及び連携強化を図ります。

3 福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

(1) 現況と課題

町全体では、平成26年4月現在の高齢化率は約33%ですが、本川地域、吾北地域は高齢化率が49%を超えています。地域によっては、高齢化率が80%を超えるところもあり、今後ますます一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加し、さらなる高齢化の進行が予想されます。

このような状況から、高齢者になっても、安心して住みなれた地域で暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築、地域での見守りやともに支え合う地域づくりを支援していく必要があります。特に、中山間部では、地理的な条件から社会参加が困難な場合があり、閉じこもり傾向もみられることから、外出機会を増やすための対策が求められています。

また、介護保険サービスの充実と合わせて、高齢者が要介護状態にならないようまたは、要介護状態である方がさらに悪化することがないように、介護予防の取り組み、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを進めることが重要です。

さらに、高齢者が生涯を通じて長年培ってきた知識や経験を活かした生活ができるよう、生涯現役社会にむけた環境づくりも求められています。

(2) 施策の体系

福祉サービスの充実 介護予防・生活支援の充実 介護保険サービスの充実 生涯現役社会づくりの推進 地域包括ケアシステムの構築

(3) 施策の展開

福祉サービスの充実

高齢者が地域で自分らしく、自立した生活ができるように、外出支援サービス事業、生きがい活動支援通所事業など生活支援サービスを提供します。

家族介護支援金の支給や住宅改造のための助成、安心ネットワーク事業等の実施により、高齢者の在宅生活を支援します。

認知症についての正しい理解の促進を図るため、一層の情報提供を行うとともに、住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながら権利擁護事業等を推進します。

自宅で生活することが困難な高齢者に住居を提供するため、高齢者の住居を充実していきます。

介護予防・生活支援の充実

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動や元気なときから切れ目のない介護予防を推進します。

現在実施されているリハビリテーションのほか、筋肉量の減少予防や栄養管理を含めたリハビリテーション専門者の関与による介護予防の取り組みを推進します。

住民一人ひとりが見守り等の生活支援活動の担い手となって、住民同士で互いに助け合いながら、地域での役割や生きがいを感じながら生活できるよう支援します。

介護保険サービスの充実

介護保険サービスに地域間の格差が生じないように努めるとともに、サービス提供事業者と連携した制度等の周知や、利用者からの相談・苦情の迅速かつ適切な対応を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう地域密着型サービスなどの介護サービス基盤の整備を実施していきます。

介護サービスの利用者が安心してサービスが受けられるよう、24時間対応の在宅サービスの充実を図ります。

生涯現役社会づくりの推進

地域社会において、高齢者が長年培ってきた知識や経験などを活かし、健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりを行います。

シルバー人材センターなどの積極的な活用により、就労機会の確保を一層推進するとともに、個々の状態に応じて働くことができる環境づくりを行います。

多くの住民が健康づくりや生きがいづくりが行えるよう健康増進、社会参加、レクリエーション活動などの場を提供します。

高齢者が、老人クラブ等の地域社会活動に参画できる環境づくりを行います。

ボランティア活動やコミュニティ活動の拠点となる施設、設備の整備を推進します。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を整え、これを各地域の実情に応じて構築できる体制を整備します。

(2) 障害児・者福祉の充実

(1) 現況と課題

本町では第2期障害者計画、第3期障害福祉計画及び地域福祉計画を策定し、障害児・者のための福祉施策を推進しています。

また、身体・知的・精神の3障害への施策を一元化し、相談支援、就労支援、地域生活支援などの障害福祉サービスの充実に努めています。

障害児・者が増加している中で、地域の理解と支え合いの体制づくりや社会参加のための環境整備やバリアフリー化への取り組みが十分とはいえません。これらを踏まえ、今後も障害児・者の地域生活支援のための施策の充実に努めることが重要となります。

(2) 施策の体系

相談支援体制の充実 障害福祉サービスの充実 社会参加の促進 保健・医療などの充実

(3) 施策の展開

相談支援体制の充実

3障害の状況に合わせた情報提供や相談支援の充実に努めるとともに、計画相談支援については、福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する体制づくりを推進します。

町及び相談支援事業所を中心に、住民・関係機関などと連携して、地域において安心して生活できるよう権利擁護を推進します。

地域自立支援協議会において、相談支援事業の中立・公平性の確保を努めるとともに、困難事例への対応や地域課題の解決などに取り組みます。

障害福祉サービスの充実

在宅支援、施設支援及び日中活動の場などの必要量の確保を行い、介護者の負担軽減にも配慮しながらサービスの充実に努めます。

地域での自立した生活をしていくための支援を充実します。

社会参加の促進

スポーツやレクリエーションなどの活動や福祉サービスを充実し、社会参加を支援します。

教育機関及びハローワークや関係機関などと連携しながら、相談、就職、職場定着まで、総合的な支援を実施して、障害者の雇用を推進します。

地域の理解を深め、支え合いの体制づくりを進めていきます。

高知県ひとにやさしい町づくり条例に基づき、施設等のバリアフリー化を推進します。

保健・医療などの充実

関係部署との連携を図り、障害の早期発見や適切な療育が受けられるよう総合的な相談支援体制の充実を図ります。

自立支援医療費制度、重度心身障害児・者医療費助成制度により必要な医療費を助成します。

緊急時や災害時などに障害児・者の安全が確保されるよう支援体制づくりを進めていきます。

(3) 地域福祉の充実

(1) 現況と課題

かつては、隣近所や、集落での助け合い・ふれあい等相互扶助意識が強く、地域社会の中で安心して暮らすことができました。しかし、近年では、若者の流出や少子・高齢化による著しい地域社会の変化により、その意識や地域での支え合いが薄れているのが現状です。

また、近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障害者など、災害時要配慮者が犠牲者になるケースが全国的に多く見られ、そうした方々の避難支援対策が大きな課題となっています。

このような中、一人暮らしになっても“一人ぼっちを感じず、いの町にずっと住みたい、住んでよかった”と思える温かみのある町づくりの実現に向けて、住み慣れた地域での自立生活を可能にし、また、社会との交流を進め、一人ひとりが生きがいをもった生活ができるための体制づくりと、住民同士がお互いに“見守り上手・見守られ上手”になり、地域でそこに生活する人を支えられるような地域力の向上が求められています。

今後も、行政の施策のみではなく、地域住民の参加やボランティア活動等地域住民が相互に助け合うシステムや環境づくりをより高めていくとともに、地域力を活かした日ごろからの支え合いや助け合いのもと、災害から身を守るための様々な場面を含めた一体感のある地域福祉の取り組みが必要です。

(2) 施策の体系

地域福祉計画の策定 民間との協働・連携 地域福祉活動への住民参加の促進 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
--

(3) 施策の展開

地域福祉計画の策定

一人暮らしになっても“一人ぼっちを感じず、いの町にずっと住みたい、住んでよかった”と思える町づくりを目指した計画を、地域住民の参加により策定します。

民間との協働・連携

町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、きめ細かなサービスを展開するため、民間事業者、NPO、ボランティア団体による活動を支援します。

地域福祉活動への住民参加の促進

地域社会全体で高齢者、障害者、子どもを支え育てていく地域社会づくりをめざして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を密にするとともに、地域福祉活動を展開するボランティア・NPOなどの組織の充実を図ります。

地域福祉の拠点づくり（あったかふれあいセンター事業）を地域住民の意見を取り入れながら進め、地域ニーズの把握や問題解決に努めます。

ミニデイサービス、るんるん若ガエル体操及びサロンなどの事業に携わるサポーターを対象に交流会を実施し、サポーター同士のつながりや情報共有を大切にしながら結びつきを強め、地域の意見を取り入れながら集いの場を確保し事業を推進していきます。

小地域エリアに住む地域住民が主体となって行われる地域出番会議と連携を図り、地域の特性に応じた地域福祉活動の推進を図ります。

町内会、自主防災組織及び民生委員などと情報を共有し、地域住民の協力のもと災害時要配慮者支援計画の個別計画作成を通して地域コミュニケーションづくりを進め、災害時要配慮者を支援するネットワークの構築を図ります。

ボランティア活動への住民の参加を促進するため、啓発活動や各種講座の充実を図ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリー化をさらに進めて、公共施設や歩道・車道の段差の解消、道路の傾斜の改善、低床バス・電車の導入支援など、すべての人が利用しやすいような環境整備を推進します。

歩道に自転車を放置しないことや段差のあるところで困っている方に手を貸すなど、温かみのある心のユニバーサルデザインについても推進していきます。

第3章 産業振興 ～多彩な産業が展開され活力あるまちづくり～

1 農林畜水産業の振興

(1) 農業の振興

〔1〕 現況と課題

全国的な傾向として、農業は、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手の減少など厳しい環境におかれています。

本町の総面積に占める経営耕地の割合は、約1.0%、総農家数1,044戸のうち430戸(2010年農林業センサス)が販売農家となっており、気候や地理的条件を活かした農業が行われています。

全国的な傾向と同様に本町においても、担い手の減少や耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害は加速の一途をたどっていますが、一方で、地域農業の将来について話し合うきっかけとなった「人・農地プラン」づくりで、地域の担い手の確認や集落営農組織づくりなどを併せて検討する中で、町内でも先進的な取り組みをしている吾北地区を参考に伊野地区で第1号となる「七色の里営農組合」が成山で発足し、耕作放棄地の再生利用を実施しました。担い手等の確保も、いの町農業公社が実施する研修事業が新規就農者の育成・定着に繋がり、地域の中心経営体に位置づけられるなど、明るい兆しも見られます。

また、町内13か所に設置されている農産物直販所が、消費者の食に対する安全・安心への関心の高まりから、今後も消費の増加が見込まれ、農産物の販路としても期待されます。

今後も、地域農業の実態に応じた営農支援や担い手等の確保・支援について、平成30年の実現を目指し協議されている「県域1JA構想」による地域農業への影響を見極めながら、関係機関と連携して取り組む必要があります。また、TPP協定による重要5品目(米、麦、牛・豚肉、牛乳・乳製品、甘味資源作物)への影響を見極めながら地域農業のあり方を検討し、消費者が安心して求めることができる安心・安全な農産物の生産と販売促進に向けた取り組みも必要となっています。

〔2〕 施策の体系

農地の保全管理
農業生産基盤の整備
農業経営の安定化の推進
有害鳥獣対策の推進
特色ある農業の推進
担い手等の育成

〔3〕 施策の展開

農地の保全管理

いの町が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく利用権等設定や農地中間管理機構、農業公社、農業委員会と連携した農地の貸借・農作業受委託の斡旋を促進します。

国の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用などにより、地域社会の維持、耕作放棄地の解消と優良農地の保全などに努めるとともに、各制度の集落協定から発展する集落営農を担い手として位置づけ、農業機械の共同利用や受委託、園芸品目の共同生産等を行う集落営農の組織化、育成に取り組みます。

農業生産基盤の整備

生産性向上と農業の近代化を図るため、ほ場整備、農道、耕作道、用排水路施設などの農業生産基盤の整備を推進します。

農業経営の安定化の推進

経営が不安定な就農初期段階の青年就農者等に対して、青年就農給付金の活用や、農業技術の習得支援や賃貸借による耕作地の確保、レンタルハウス・利子補給による初期投資の軽減などの支援制度の充実を図ります。

T P P協定に伴う内外価格差や国内同品目との競争に対し、地域ブランド化や加工等で付加価値をつける取り組みを推進します。

機械や施設の共同利用の促進等により、省力化、低コスト化を促し、経営体質強化を図ります。

経営所得安定対策制度の活用などにより、農業経営の安定化を図るとともに、食料自給率の向上に向けた取り組みを推進します。

地域で収穫された農作物を地域で消費する地産地消を進めるため、道の駅・直販所等の有効活用を図るとともに、小中学校の給食をはじめ、そのほかの公共施設での地場農産物の活用と、食・農教育を推進します。

有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣の個体数を抑制するための捕獲活動を充実させるために、各地区の猟友会と連携を図り猟友会員による巡視及び捕獲を推進します。

侵入防止柵等に対する補助により、農林作物の被害防止を推進します。

新たな有害鳥獣の捕獲の担い手を確保することで被害の軽減を図るため、引き続き狩猟免許取得等の補助を行っていきます。

特色ある農業の推進

県の試験研究機関・農業振興センターやＪＡ・農業公社等と連携し、安全・安心な農作物の栽培や高付加価値農作物の栽培等を推進します。

消費者のニーズに合った農産物・農産加工品の開発や、生産者の顔が見える新しい流通形態への取組支援など、６次産業化の推進や地産外商により消費拡大を図ります。

担い手等の育成

認定農業者、指導農業士の育成や、就農意欲のある青年等が営農定着できるよう、いの町農業公社や県が実施する研修事業を活用し、新規就農者の育成を推進します。また、地域の話し合いを推進し、実情に合った各種補助制度を有効に活用できるよう支援を行います。

(2) 林業の振興

(1) 現況と課題

本町の民有林における人工林面積は20,109haで人工林率は66%、その蓄積は約990万m³と量的には充実しつつあり、資源として本格的な利用が可能となる段階を迎えようとしています。また、県内に新たに大型製材工場が稼働するなど、本町においても、今後、原木需要の増大が見込まれています。そのため、森林の有する公益的機能に配慮しつつ、かつ、森林に対する地域住民の要請を踏まえながら、森林施業の集約化や林内路網の整備などによる林業生産活動の効率化・活性化を図る必要があります。なお、これらの取り組みを加速化するに当たっては、森林組合等の林業事業体、自伐林家といった様々な森林・林業の担い手への適切な支援や、環境先進企業等との連携を今後とも進める必要があります。

(2) 施策の体系

森林計画制度の適正な運用 林業生産活動の効率化・活性化 森林経営の担い手育成と産学官連携の推進

(3) 施策の展開

森林計画制度の適正な運用

平成23年4月の森林法改正に伴い、地域の森林整備のためのマスタープランとして位置づけられた市町村森林整備計画について、より実効性のあるものへと必要に応じて見直しを進めます。

森林資源を持続的に利用するためのツールである森林経営計画の認定責任を果たすとともに、林業事業体等による森林経営計画の策定への取り組みを積極的に支援します。

林業生産活動の効率化・活性化

林内路網を構成している林道、林業専用道及び森林作業道は、森林整備や素材生産を効率的に行うためのネットワークであり、林業における最も重要な生産基盤です。林内路網の整備は、作業現場へのアクセス改善、高性能林業機械の導入による安全性の向上、災害時の搬送時間の短縮等が期待でき、林業の労働条件の改善にも大きく寄与することから、計画的に推進します。

小規模で分散している森林を取りまとめて、一体的に施業などを行う集約化を進める取り組みや、施業規模、地形等の環境要因に応じた作業システムの構築に向けた林業機械の導入について、積極的に支援します。

資源として充実しつつある人工林を中心に、引き続き、間伐、保育等の森林整備への支援を積極的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向けた再造林への支援にも取り組みます。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき制定した「いの町産材等利用推進方針」を踏まえ、公共建築物や公共土木工事において町産材をはじめとする国産材の利用を推進することにより、木材需要を創出するとともに、木材利用の拡大といった波及効果を促すこととします。

特用林産物は、地域の経済振興や雇用の確保に大きな役割を果たすことが期待されることから、県などの関係機関と連携した生産量の増加や品質向上、販路拡大に向けた取り組みを推進します。

森林経営の担い手育成と産学官連携の推進

林業就業者の高齢化の進行を受けて、若者を中心とする新規就業者の確保・育成を図るため、林業事業体が新たに雇用した林業就業者に対し行う安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能等を習得させるための取り組みなどへの支援を行います。また、林業就業者の労働安全確保の取り組みも進めていきます。

環境先進企業、試験研究機関、林業事業体といった様々な機関などとの連携による森林整備や共同試験等の実施といった取り組みを推進することにより、本町における森林・林業の活性化に努めます。

(3) 畜・水産業の振興

(1) 現況と課題

畜産業については、伊野地域は乳用牛農家が1戸、肉用牛の肥育経営農家が2戸、吾北地域では、肉用牛の繁殖経営農家が8戸あります。本町で飼養されている肉用牛は褐毛和種（高知系）であり、JAを通じて系統出荷されているものは「土佐あかうし」として流通しています。「土佐あかうし」は、赤身とサシ（霜降り）のバランスが良くヘルシーであることなどから、近年人気となり価格は上昇傾向にあります。これに伴い、子牛価格も高値で推移しつつあります。しかしながら、後継者不足、高齢化等により農家数、飼養頭数ともに年々減少傾向にあります。今後は、後継者対策や管理基準に即した家畜排せつ物の管理や堆肥としての利用促進など耕畜農家連携による取り組みが必要となってきます。

本川地域の高麗キジは、需要も安定しています。今後はさらに生産コストの引き下げとともに、販路の拡大を図り、消費者に安心して購入してもらえるブランドづくりに努めていくことが必要です。

水産業については、仁淀川・吉野川では、漁業協同組合が、漁場の管理事業等を行っており、今後も禁漁期間の調整、稚魚・成魚の放流など、自然との共生、資源保護のための事業展開が必要です。

(2) 施策の体系

経営の安定化と資源循環型農業の推進 消費拡大の推進 水産資源を活かした交流の促進
--

(3) 施策の展開

経営の安定化と資源循環型農業の推進

消費者に安全な畜産物を供給するため、飼養環境の改善や排せつ物の適正管理の強化に向けた取り組みを推進します。

農業協同組合や県畜産試験場・耕種農家等と連携し、生産技術の向上、生産コストの低減、畜産品の特産品化、排せつ物の堆肥化に努めることにより、経営の安定化を図ります。

「土佐あかうし」は高知県の土佐和牛ブランド推進協議会が地域団体商標を取得し、ブランド化されているため、県の協議会とも連携をとりながら消費拡大と高値安定を目指します。また、生産基盤の取り組みとして県単独事業等の導入を生産者と連携を取りながら進めます。

水産業については、漁業協同組合と連携して、漁場の管理などを推進します。

消費拡大の推進

市場や消費者のニーズ等に合った生産技術の開発や生産者の顔が見える新しい流通形態への取り組みを支援することにより、消費拡大を図ります。

水産資源を活かした交流の促進

水産業については、内水面漁業と親水性レクリエーションを活かした観光漁業等の育成を図るとともに、「あめご釣り大会」の開催などのイベントを通じて都市と山間地域との交流を促進します。

2 商工業・サービス業の振興

(1) 商業・サービス業の振興

(1) 現況と課題

今日まで地域経済の発展や豊かな生活の実現に役割を果たしてきた中心市街地は、大型店の郊外への進出や住民生活圏の広域化なども影響し、高齢化と後継者不足、空き店舗の増加など空洞化が進み衰退してきています。

中心市街地に活気を戻すためには、まちづくりの中心的役割を担う人材の育成や、情報メディアの多様化等に対応できる体制づくり、コミュニティビジネスなど地域に根ざしたサービスの提供や時代の変化に対応した商業の振興が求められています。

一方、市街地から遠い中山間地域では、人口減少や高齢化などで商業が成り立たない状況も出ています。そこで移動販売や、従来とは異なる商品の流通を考える必要もあります。

今後は、中心市街地と周辺部、中山間地域など、それぞれの地域の実情を把握し将来を予測しながら、商業者や住民、行政が一体となって商業・サービス業の振興を図る必要があります。

(2) 施策の体系

商業・サービス業の活性化 経営の強化 コミュニティビジネスの起業支援
--

(3) 施策の展開

商業・サービス業の活性化

中心市街地の商店街においては、紙の博物館や紙の歴史を伝える商家、史跡等を活用しつつ、商店街の環境整備を促進します。

商工会や商店街組織が連携して取り組んでいる空き店舗対策やイベント、販売促進事業等への支援を行うことにより、商店街への集客力の向上を図ります。

中山間地域の将来を見据えた商業育成や地域住民の利便性とニーズに対応した宅配サービス事業等を推進します。

経営の強化

経営診断等を踏まえた商工会の適切な経営指導により、特色ある品揃えや無店舗販売・移動販売等の販売形態など、地域や消費者のニーズに対応した経営の促進を図ります。

商工会と連携し、経営診断、経営指導、融資制度の充実や講習会の実施等を通して経営者の意識高揚と経営強化を図るとともに、後継者の育成に取り組みます。

コミュニティビジネスの起業支援

商店街や商業を活性化したいと願う商業関係者や、新しい取り組みを始めたグループもあります。そのような自主的な動きを支援するとともに、知恵と工夫で起業を目指す人材を発掘し、地域に密着したコミュニティビジネスの進め方などを検討していきます。

(2) 工業の振興

(1) 現況と課題

平成24年の工業統計による本町の工業の製品出荷額総額は260億円であり、全体の71%を製紙業が占めています。しかしながら製紙業は、地域間競争の激しさや景気の低迷などの影響を受けて事業所数や従業員数ともに減りつつあります。

今後は、技術の高度化や地域特性を活かした、より付加価値の高い新製品の開発を推進するなど製紙業の高度化と経営の合理化を図っていく必要があります。また同時に、製紙業の基盤でもある水資源は、仁淀川の伏流水に頼っていることから、工業用水の安定的確保と有効利用に努めるとともに、排水浄化についても清流保全のための対策を強化する必要があります。

また課題として、中心産業である製紙工業の発展を図りつつ、関連産業の育成や、新分野の産業発展を推進することが挙げられます。そして、雇用による人口増や産業の活性化を図るためにも企業誘致等を進める必要があります。

(2) 施策の体系

経営・技術の強化 工業用水の確保 企業立地の促進

(3) 施策の展開

経営・技術の強化

商工会との連携のもと、経営診断・指導の充実、各種制度資金の活用などにより企業の経営改善と設備の近代化を促進します。

製紙業については、雇用の受け皿として更なる発展が図られるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、経営の合理化などを目指す積極的な企業の取り組みを、県や産業支援機関、業界団体等と連携し支援します。

独自の技術力、製品力を有する企業、グループ、個人等の新たな分野への進出や創業を支援するため、県や産業支援機関、業界団体、地元企業等と密接に連携し、関係機関等への橋渡しやきめ細かな情報提供を行います。

工業用水の確保

製紙工業会との連携を強化し、水資源の調査研究に努め、製紙業の基盤である工業用水の安定確保対策を推進します。

企業立地の促進

県や関係機関との連携のもと、企業の立地動向に関する情報収集に努めるとともに、遊休地、遊休施設などの情報提供を行うなど企業誘致活動の充実を図ります。

進出企業に対しては、地元企業として安定操業ができるよう、初期投資などの負担軽減を図るための助成や、操業後のアフターケアの充実などを推進します。

(3) 伝統産業の振興

(1) 現況と課題

土佐和紙の発祥の地として、本町の手すき和紙の振興は、大変重要であります。

手すき和紙業は、時代の変遷に伴って全国的に衰退しましたが、手すき和紙は、今でも根強い人気があり、中でも土佐和紙は、種類の豊富さと品質の良さで有名です。

現在、本町における手すき和紙の工場数は、わずか10軒程となり、そのすべてが家内工業で生産されています。道具職人や原料栽培農家においても高齢化や後継者不足が深刻な状況で、県の産業振興計画にも「土佐和紙の販売促進と保存・継承」を位置づけ、関係機関との連携を図りながらそれぞれの課題解決に努めています。

最近では、いの町の手すき和紙職人が、いの町産の原料にこだわり写真家が使う「プラチナプリント」の印画紙として開発した「土佐白金紙」が、共同開発者であるPGI（フォトギャラリーインターナショナル）から発売され、一定の売り上げが見込める商品となっています。

また、土佐和紙国際化実行委員会では、高知国際版画トリエンナーレ展にあわせて手すき・機械抄き和紙（28種類）の版画用土佐和紙見本を製作し、国内外の版画作家に送付するなど、販路拡大に向けたPRに努めています。

このように写真・版画・保存修復など分野に特化した高付加価値商品は、国内のみならず海外へも販路を拡大する取り組みが進んでいます。

今後も、土佐和紙の伝統を守っていくためには、後継者の育成を図るとともに、高品質な原料の安定的確保に努め、商品開発と販路拡大に積極的に取り組むとともに、伝統的製品から現代の市場ニーズにマッチした製品まで広く展開していくことが今後の課題です。

(2) 施策の体系

後継者の育成 需要・販路の拡大 情報発信・交流連携

(3) 施策の展開

後継者の育成

県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合と連携し、手すき和紙職人や道具職人の後継者育成を図ります。

原料生産者の後継者育成に向けた取り組みを推進します。

需要・販路の拡大

県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合、紙の博物館、土佐和紙工芸村の連携のもと、使用者・消費者ニーズにあった高付加価値商品や新商品の開発を推進します。また、和紙を活用していない使用者などに和紙の特性や用途の提案を行い、新たな販路開拓に向けた取り組みを推進します。

紙の博物館や土佐和紙工芸村を活用した土佐和紙のP R や商品販売額の増加に向けた取り組みを推進します。

情報発信・交流連携

土佐和紙の技や伝統を学校教育や観光資源、地域間交流や国際交流などに活かすことにより、郷土への愛情や誇りを育むとともに、土佐和紙の良さと土佐和紙発祥の地「いの町」を国内外に発信していきます。

3 観光の振興

(1) 観光の振興

(1) 現況と課題

本町は、四国山地を背に石鎚山系吉野川源流の標高1,800m級の山岳地帯から標高400m前後の里山、2年連続水質日本一となった清流仁淀川が流れる町の中心地（JR伊野駅の標高約14m）と、変化に富んだ環境にあります。その中に豊かな自然や歴史的商家の町並み、土佐和紙など多様な観光資源を有しています。

しかしながら、既存観光地等の集客力は弱まり、また冬季の山岳観光は積雪や凍結などによる影響を受けやすいなど、観光資源を有効利用した観光客の呼び込みや産業の活性化に成功しているとは言い難いのが現状です。

「豊かな自然と心に出会えるまち」としてのいの町を再認識し、自然と伝統、産業と住民が一体となった総合的な「観光資源」を創造し、発信していく必要があります。

そのためには、個性ある観光メニューづくりを推進するとともに、広域的な視点で核となる観光施設のネットワークづくり、点在する施設を面的な観光へ広げていき、施設間の相互連携や国際的な体制整備を推進する必要があります。

仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、越知町、佐川町、仁淀川町、日高村）が連携し、流域の観光活性化を目的として、平成22年11月に設立した仁淀川地域観光協議会で今後さらに一体的な整備・PRを行うことによって、広域的に観光客を呼び込むなど積極的に観光振興に取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

観光資源の整備と有効活用 受け入れ体制の整備・充実 観光振興対策の充実

(3) 施策の展開

観光資源の整備と有効活用

石鎚山系の山岳地帯は、仁淀川（面河川）、吉野川、加茂川の源であり四季折々の自然を目当てに四国内外からファンが訪れます。また「グリーン・パークほどの」や「木の根ふれあいの森」など、森林浴を楽しめる場所も多くあります。県内だけでなく瀬戸内圏からの来訪者を開拓し、着地型観光の充実を目的に、魅力を高めるための施設整備・拡充を計画し、ガイドの人材育成や旅行事業者との連携を進めていきます。同時に、町内地域内でいっそうの連携を図り、小さな交流の社会実験を行うなど、冬山の観光メニューを研究するなど多様なソフト事業に取り組めます。

紙の文化遺産や史跡、歴史的町並みなど本町の持つ豊かな歴史、文化、特産品を活かして、観光ルート化や観光施設・資源のネットワーク化を進めます。

農林業や商業、伝統産業などと連携した体験型観光の振興を促進します。仁淀川手ぶらでバーベキューやグリーン・パークほどので行われているバウムクーヘン作り体験など自然を体感できるメニューづくりを推進します。また、土佐和紙工芸村で紙の原料（楮）を使ったクラフト体験や、土佐和紙作りの全工程をシリーズで体験できる新たな観光メニューづくりを推進します。

5つの温泉施設が連携したスタンプラリーなどのイベントを通して、各施設の特徴が活かされ来訪者が十分満足できるよう連携強化に努めます。訪れた観光客をほかの観光施設にも誘引できるよう観光協会、紙の博物館の案内機能を充実させます。仁淀川手ぶらでバーベキュー利用者にかんぼの宿いのの温泉割引券を配布するなど観光施設間の連携を図ります。

受け入れ体制の整備・充実

3つの道の駅（土佐和紙工芸村、633美の里、木の香）や水辺の駅あいの里仁淀川、レストパークいの等の連携を強化し、特産品や豊かな自然、歴史、文化などの地域の魅力を案内する場として有効活用を図ります。

インターネットなど各種メディアを利用した宣伝・情報発信を強化します。

観光ボランティアや山岳ガイドなどの育成を図り、受け入れ体制づくりを進めます。

温泉施設等の整備、観光資源の向上、また分かりやすい観光看板、観光パンフレット等の観光案内機能の充実を図ります。

観光振興対策の充実

町全域をエリアとするいの町観光協会を中心とした観光振興の推進体制の強化を図ります。月1回を目途に商工観光連絡会を開催し、担当者間の情報交換・連携を行います。また、仁淀川流域6市町村で連携して体制を強化していきます。

観光客の楽しみといえば“食”。県がすすめる『高知家の食卓』の施策とも連携し、豊かな山や川など地域の幸をふんだんに使った郷土料理でのおもてなしができるよう地域住民の団体や農漁村女性グループ研究会などの新しい取り組みを支援します。また、いの町で生産される食材を使ったお土産や料理を積極的に開発し、観光客が楽しめる店を増やします。

地区内外、人と人との出会い、交流とふれあいのある個性的かつ魅力的なイベントの開催を行っていきます。

本町のイメージや認知度を高めるため、「憩い」「おもてなし」などの情報発信と体制づくりを行い、観光客の誘致に取り組みます。

第4章 教育・文化 ～人や文化を育み心豊かなまちづくり～

1 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

(1) 現況と課題

近年、少子化、高度情報化、地域社会の変容等、青少年を取り巻く環境が大きく変化していく中で、家庭や地域における教育力の低下や子育ての危機が指摘されています。

中でも、青少年をめぐる問題は、教育環境、各々の生き立ちなど、社会の様々な要因が相互に絡み合ったものであり、解決には教育、福祉等関係機関が連携し、総合的に進めていかなければなりません。

また、青少年の健全育成を推進していくためには、家庭、学校、地域社会が一体となった取り組みが求められています。

本町においても、家庭教育については、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」・保育園・幼稚園・小学校・中学校単位で、家庭教育学級を開催していますが、子どもの発達段階に応じた育児が困難である保護者への、適切な支援を急ぐ必要があるにもかかわらず、参加状況が少ないことが課題となっています。

学校教育では、開かれた学校づくりや学力向上に向けた地域ぐるみの取り組みが行われていますが、今後、地域教育の一つとして、各地域の特色ある自然・伝統文化の体験や、人的交流を深めながら町に対する愛着を持ち、地域社会に貢献できる子どもの育成を目指した、キャリア教育の充実を推進する必要があります。また、共働き家庭の子どもたちが安定した放課後を過ごせるような、保護者のニーズにあった環境づくりが求められています。

地域社会においては、今後、健全な青少年の育成と青少年を守り育む場づくりや生涯学習の観点から、大人がボランティアとして関わる、システム及び拠点づくりを各地区地域ぐるみで取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

社会参加機会の充実 家庭教育に関する学習機会の充実 相談活動の充実 少年非行等問題行動への対応 青少年が被害者となる事案への対応 子どもの居場所づくりの推進

(3) 施策の展開

社会参加機会の充実

各地域の自然・文化等を活かした体験活動や学習機会を提供し、青少年の健全な育成に努め、ボランティア活動等、社会活動への参加促進を図ります。

家庭教育に関する学習機会の充実

保育園・幼稚園・小学校・中学校の参観日や保護者会等、多くの保護者が集まる機会をとらえて、それぞれのライフステージに応じた家庭教育学級の充実に向けた取り組みを推進します。

未就園児の保護者に対しては、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携した学習の取り組みを進めます。

相談活動の充実

青少年の健全な発達と自立を促していくために、継続的なカウンセリングなど適切な支援を行う体制の充実、強化を図ります。

少年非行等問題行動への対応

広域化・粗暴化に加えて特異化している少年犯罪を未然に防止するため、実態に応じた生活安全（防犯・非行防止）教室を実施し、啓発活動を行います。特に、重大な非行の前兆ともなり得る、問題行動の早期発見を念頭に置き、あらゆる方面からの情報収集をはじめ、予測を含めて、地域の実態に的確な対応ができるよう補導活動に取り組みます。

青少年が被害者となる事案への対応

青少年が被害者となる事案は、当該被害者や周囲の関係者に対して、将来にわたる多大な影響を及ぼす可能性があります。そのことから、各学校等が行う安全管理計画、緊急対策に協力し、関係機関との連携を密にして青少年への被害の防止に取り組みます。

子どもの居場所づくりの推進

公民館や学校の空き教室等を子どもの安全な居場所づくりに活用し、放課後児童クラブや放課後子ども教室が互いに連携を取り合い、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達の援助に向けた取り組みを推進します。

「夏休み子ども教室」や図書館の「読み聞かせ教室」、体力向上を目指す「スポーツ教室」などの開催により、文化・スポーツ等の活動に子どもたちが自ら参加・挑戦する機会をつくり、子どもやその家庭が交流できる場の充実を図ります。

2 学校教育・乳幼児保育教育の充実

(1) 学校教育の充実

〔1〕 現況と課題

近年核家族化が進み、情報技術の進歩も相まって日常生活での同世代・異世代交流の機会が失われ、子どもたちの人間関係が希薄化しており、地域における心のつながりの再生や地域で子どもを育む力が必要とされています。

地域の学校としての取り組みの成果と課題を踏まえ、なお一層の特色ある学校づくりが求められます。

また、学習指導要領に従い教育課程を編成し、個々に応じた指導と評価に努めるとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図り、「生きる力」の育成に向けて取り組んでいますが、学力格差や家庭学習時間の少なさ、実生活における規範意識の低さ等の課題があります。

教育環境整備については、順次耐震対策事業を進めているところですが、危機管理の徹底としては、防犯・防災対策の観点から、児童生徒の安全面に考慮した教育環境整備のさらなる充実が求められます。学校では、日ごろから災害から身を守るという防災意識の徹底に努め、いざという時に児童生徒が的確な判断ができるよう、様々な場面を想定した訓練を繰り返し行う必要があります。

また、今日の学校における事件、事故は大きな社会問題であり、これらの未然防止と子どもを犯罪の被害から守るためには、学校や地域・家庭が一体となって危機管理体制や防犯教育を充実させていく必要があります。

さらに教育現場においては、いじめ事案も発生しています。いじめは、様々な教育的・社会的な権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめを防止するためには、「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校・地域を含めた社会全体における教育活動の中で、取り組む必要があります。児童生徒の自尊感情を高め、自己・他者ともに大切にできる豊かな心を育み、一人ひとりの心がつながる「温かい学級づくり」に取り組まなければなりません。

発達障害の早期発見に伴い、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、その障害などの内容は多岐にわたることから、一人ひとりの特性に応じた教育的な支援が必要とされています。特別支援教育の充実はもとより、普通学級における特別支援教育支援員や保育園及び幼稚園の加配保育士・加配教諭の適切な配置が望まれます。

〔2〕 施策の体系

相談・指導体制の充実 地域と学校の連携・融合 教育内容の充実 教育環境の整備・充実・危機管理の徹底
--

〔3〕 施策の展開

相談・指導体制の充実

いじめや不登校、児童虐待など、児童生徒への指導に関する課題については、「いの町子どもサポートネットワーク」を中心に学校・家庭・地域や教育支援センターなどの関係機関との連携を密にするとともに、未然防止や早期発見・早期調査・早期解決に向けた取り組みを推進します。

「はあとステーションいの」での電話及び来所相談、町委嘱の教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談体制により児童生徒一人ひとりに応じた支援します。

教職員の指導力や資質の向上を図るため、研修内容の充実と研修機会の拡充を図ります。

地域と学校の連携・融合

「開かれた学校づくり」や「コミュニティ・スクール」の取り組みの一層の充実を図るため、学校・家庭・地域の協働に向けた共通認識をさらに深めるとともに、学校の受け入れ体制の整備を推進します。

少子化に伴う学校の空き教室や休校校舎については、地域や関係部署と協議し適切な管理や有効な活用に向けた取り組みを推進します。

各学校区においては、地域の学校として、その成果と課題を地域だけでなく広く町内外へ発信するとともに、情報交換により、なお一層特色ある学校づくりに取り組みます。

中学校区における保幼小中連携推進事業を実施し、つながりのある学校教育を目指します。

教育内容の充実

到達度把握検査の実施・分析・検証や「思考力・判断力・表現力」の向上を含めた授業改善等の取り組みを行うとともに、教職員の指導力の向上を目的とした各種研修会等の充実を図ります。

子どもたちが豊かな感性を育むために道徳教育の充実をなお一層推進します。また、一人ひとりのよさを認め、児童生徒がありのままの自分を受け入れ他者をも大切にできる「自尊感情」を高める取り組みを行います。

同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識を深める人権教育を推進します。

ボランティア活動などの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性などの育成を図り、道徳的実践力を育む心の教育を推進します。

地域の自然の大切さや環境に対する意識を高め、ふるさとを大切にする心を育むため環境学習や自然体験学習を推進します。

小中学生の国際理解教育や外国青年語学指導助手の招致などによる国際感覚の育成に向けた取り組みを推進します。

情報化社会に対応できる、情報活用能力の育成を図る情報教育を推進します。

学校給食を通して、食・農教育を推進します。

伝統文化や伝統産業を学び、郷土への愛着や誇りを育む地域学習を推進します。

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みをするという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、関係機関との連携と専門家等による教育相談・巡回指導の充実を推進します。

担当教職員の情報交換の機会を増やし、障害のあるなしに関わらず人格、能力を共に伸ばし、学び合いながら育ち合う教育環境づくりに取り組むとともに、教育支援委員会の充実を図り、障害のある子どもたちの適切な就学に向けた取り組みを推進します。

通常学級においても特別な支援を要する児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し集団生活が安全かつ円滑に行います。

保護者・専門機関と連携し、個性や能力を伸ばす支援を行います。

卒業後も地域での生活支援に結びつくよう、就学前から引き続き、関係機関との連携、相談等、体制を整備していきます。

教育環境の整備・充実・危機管理の徹底

学校施設の維持、補修に努めるとともに、情報教育設備等の整備・充実を図ります。

安全でおいしい地元の農作物等を学校給食に取り入れていきます。

学校や地域の実情等に応じた学校の危機管理体制や施設設備等の整備に取り組むとともに、実際に機能できるように学校・地域・家庭が一体となった防災・防犯教育を充実させ、安全から安心へのまちづくりを推進します。

中山間地域の活性化の観点からも、本川中学校の山村留学制度の周知を図るとともに、県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう生徒数の確保など側面的な支援を継続していきます。

(2) 乳幼児保育・教育の充実

(1) 現況と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、生活習慣をはじめとして社会性や自主性を育む教育を行うことが乳幼児保育・教育の役割です。

しかしながら、核家族や地域関係の希薄化などにより、家庭や地域による子育て力の低下、子育ての孤立、子育てに不安や負担を感じる親の増加など、子どもの育つ環境が大きく変化してきています。

このような中、子どもの中には、基本的な生活習慣が身についていない場合や自制心、規範意識が十分育っていないなどの課題が指摘されています。

本町の保育園・幼稚園は、認可保育園が町立6園・私立2園、ほかに町立へき地保育園が1園、公立幼稚園が3園ありますが、本川・吾北・神谷・八田の各保育園対象地域においては、若年層の人口減に伴う児童の減少が進んでいる現状です。

今後は、保育園・幼稚園と家庭、地域、小・中学校と連携した乳幼児保育・教育の取り組みや相談体制の充実を図ることが必要です。また、女性の社会参加等に伴うニーズの変化や、過疎化が進む中山間地域における乳幼児数の激減等の問題を踏まえた地域の実情や保育の需要量を的確に把握し、保育園・幼稚園の連携の強化等、乳幼児保育・教育のあり方の検討が必要となってきています。

(2) 施策の体系

施設・設備及び保育・教育内容の充実 支援体制の整備

(3) 施策の展開

施設・設備及び保育・教育内容の充実

家庭との密接な連携のもと、効果的な保育・教育実践を推進します。

保、幼、小、中の連携した教育を推進し保育・教育内容の充実を図ります。

保育園・幼稚園の施設・設備の維持改修に努め、安心して安全な保育・教育環境の整備を推進します。

子ども数の推移や各地区の状況を踏まえながら、保育内容の見直しを行います。

乳幼児の実態に即した保育が行えるよう保育士・幼稚園教諭等の研修内容の充実と研修機会の拡充を図ります。

支援体制の整備

家庭や社会の要請、時代の変化に対応するため、保育園と幼稚園それぞれの特性や地域の実情を踏まえながら、連携を強化し、両者の機能を活かし、就学前の子どもたちのより良い育成環境を整えていきます。

障害が早期に発見された乳幼児に対して、医療機関や療育センター等との相談、連携により各々の障害に対する理解を深め、支援体制を整え、適切な乳幼児保育・教育を推進します。また、適切な就学へとつながっていくよう、切れ目のない支援を推進します。

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

(1) 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

住民の多様な学習ニーズに対応するため、誰でも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが求められています。また、少子高齢化、核家族や共働き家庭の増加、人間関係の希薄化などの社会の変化に対応するため、生涯学習に取り組む住民が、学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図ることができる環境をつくる必要があります。

本町においては、公民館等を中心として、学習サークルや魅力ある学習機会（学級・講座）の実施と継続的な支援を推進します。

(2) 施策の体系

生涯学習活動の推進 学習環境の充実

(3) 施策の展開

生涯学習活動の推進

各公民館等が行っている講座の年間プログラムを調整して統合し、多様なニーズに対応した講座を総合的に計画して住民の参加機会の充実を図ります。

学習サークル等住民の自主的な学習活動が積極的に展開されるよう、情報や活動場所の提供の充実を図ります。

学習環境の充実

学習情報の提供機能や地域活動の拠点としての、公民館や図書館（室）など社会教育施設の充実を図ります。

蔵書の整備、ほかの図書館との情報ネットワークの強化、学校図書館支援員や読み聞かせボランティア育成等、読書普及事業の推進・充実を図り、町民に親しまれる図書館（室）づくりを進めます。

また、中山間地域等においては、移動図書館バスの運行により、読書環境の充実を図ります。

(2) 生涯スポーツの振興

(1) 現況と課題

近年、様々な世代がスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりを通じて充実した時間が過ごせるよう、住民の健康の維持・体力づくりに向けたウォーキングや軽スポーツの普及、スポーツ施設の機能充実などが求められています。

本町においては、住民がスポーツ活動に親しみ、健康と体力の維持増進を図るために総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等、各種関係機関との連携を深め、多様化するスポーツ活動に対応できる指導者の養成と指導体制の確立、多世代の住民がスポーツ・レクリエーション活動に自由に参加できるような環境づくりを進めています。

今後、生涯スポーツの振興を推進していくためには多世代の住民が気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進をより一層図り、地域に根ざした住民主導型の生涯スポーツの振興を行うことが重要です。

(2) 施策の体系

活動機会の充実 組織の育成とスポーツ施設の機能充実 指導者の養成
--

(3) 施策の展開

活動機会の充実

スポーツへの参加機会の拡大やスポーツを通じた住民交流を推進するため、スポーツ大会の内容充実に一層取り組みます。

室内競技だけでなく、本町の豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの紹介と普及に向けた取り組みを推進します。

総合型地域スポーツクラブと共同で小学生スポーツ教室の紹介、普及に努め、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、子どもの体力向上を図ります。

組織の育成とスポーツ施設の機能充実

スポーツ・レクリエーション組織の育成、強化に努め、誰もが広く気軽に参加できる環境づくりを行います。

学校施設の開放をはじめ、既存のスポーツ施設の機能充実を図り、住民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の充実を図ります。

指導者の養成

住民の多様な健康づくりニーズに応えられるよう、指導者の養成・確保に努めるとともに、指導者の資質や指導力の向上に向けた取り組みを推進します。

4 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

(1) 人権の尊重社会の形成

〔1〕 現況と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存する平和で豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

高知県の人権教育は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害児・者、HIV感染者等、外国人の7項目が人権教育・啓発の重要な課題として位置づけられ、いの町においてもこれらを踏まえて取り組んできました。

さらに、社会状況の変化に伴い、誰もが被害者となりうる“犯罪被害者等”への人権侵害や、インターネットを利用した他人を誹謗中傷する事案や差別的な書き込みなどの人権侵害、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった人権問題が発生していることから、これらの項目についても新たな重要課題として位置づけ取り組んでいるところです。

すべての人々の基本的人権が尊重されるよう今後においても、各関係機関の連携をさらに強化し、人権尊重意識の普及・高揚を図っていくとともに、一人ひとりの人権を尊重し、自他ともにその人格を受け入れることのできる豊かな自尊感情を養う取り組みが求められています。

〔2〕 施策の体系

人権教育の推進 人権啓発の推進 人権擁護体制の充実

〔3〕 施策の展開

人権教育の推進

人権問題については、住民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、その解決に向けての行動ができるよう、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら、総合的な人権教育の推進を図ります。

学校及び保護者への情報モラル教育推進に向けた取り組みを推進します。

人権啓発の推進

住民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発行事や自主的な人権学習の取り組みへの支援など、幅広い啓発活動を推進します。

人権擁護体制の充実

各種の人権侵害に対応するため、人権擁護委員や関係機関、諸団体と協力して相談体制の充実を図ります。

家庭や地域、学校、職場など、身近なところで人権相談のできる仕組みや雰囲気づくりを推進します。

(2) 男女共同参画社会の形成

(1) 現況と課題

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められてきました。

本町では平成16年に「男女共同参画推進条例」が制定され、様々な取り組みを進めてきましたが、固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣習等の意識が現在も残っていることや、女性の社会参加が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の場への参画は、政治や行政、各種団体などの活動において進んでいるとは言えません。

東日本大震災では、女性や子育て家庭のニーズにおける様々な問題が明らかになりました。これらは政策や方針の決定等に未だ女性の参画割合が低いため、女性の意見が反映されていないことが考えられ、まちづくりや防災・災害復興など生活に身近な分野においても男女共同参画の視点を取り入れ、様々な発想を活かして活動することが必要です。

行政においては管理職に女性を登用するほか、各種審議会等においても一方の性が4割未満とならないように配慮するなど、積極的に育成と登用を図らなければなりません。また、育児・介護休業制度などの普及、活用等、男女を問わず家庭生活と職業生活の両立が図れるような支援も重要となってきます。

(2) 施策の体系

男女共同参画意識の醸成と啓発活動の推進 人材の育成と登用の推進

(3) 施策の展開

男女共同参画意識の醸成と啓発活動の推進

男女の固定的な役割分担意識を見直し、互いに個性と能力を尊重しあえるように、学習会の開催や情報誌の発行を行い、家庭・地域・学校・職場など様々な分野での意識啓発を継続して行っていきます。

男女共同参画を推進するための事業を企画・推進します。

家族経営協定の周知と導入を推進します。

人材の育成と登用の推進

自らの意志によって、性別にかかわらず十分に能力が発揮できるように、就業環境等の整備を図り、子育て支援や介護支援など家庭生活と職業その他の活動の両立ができるような環境づくりを充実し、あらゆる分野への参画を促進します。

男女共同参画推進条例の趣旨を尊重し、男女共同参画社会づくりを進めるため、各種審議会等委員の男女の割合に配慮するとともに、管理監督者への女性登用、事務事業や職場慣行等の見直し、職員への研修機会の充実などを推進します。

災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、主体的な担い手として女性を位置づけるため、学習機会の提供や研修内容の充実を図り、防災への取り組みにおける女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進します。

5 地域文化の継承・振興

(1) 地域文化の継承・振興

(1) 現況と課題

本町には、80を越える歴史的建造物や、由緒ある神社等多く存在し、文化財として指定し保存をしています。

これらの由来や歴史的背景を持つ文化遺産の保護、新たな文化資源の掘り起こし、資料の整理・保管、古来より伝わる民俗芸能などの保存と伝承、後継者の養成支援などが今後の課題となっています。

また、芸術文化は、生活に心の豊かさや生きがいをもたらし、活気と個性のあるまちづくりを図る上で大きな役割を果たすものとして、文化活動に対する希望は高まっています。今後は、既存の公共施設の利用増進を図るとともに、質の高い文化事業の展開などを進めていくことが必要です。

(2) 施策の体系

地域文化資源の周知・活用・保護 文化・芸術活動のための施設の有効利用 文化・芸術活動の活性化の促進

(3) 施策の展開

地域文化資源の周知・活用・保護

古くから伝わる風習、行事、郷土芸能などの伝統文化については、地域固有の貴重な財産、資源として保存、継承するため、後継者の育成支援を推進していきます。

国、県、町の指定文化財の保存、修復等適正な管理指導に努めるとともに、未調査文化財の計画的な調査を進め、保存措置に向けた取り組みを推進します。

伝統芸能や文化財を展示公開するとともに、観光資源や地域づくり、学校教育・生涯学習の場に積極的に周知・活用します。

文化・芸術活動のための施設の有効利用

紙の博物館、土佐和紙工芸村、ギャラリーコパ等既存施設を有効に活用し、住民が多彩な文化・芸術活動に親しめる環境づくりを推進します。

文化・芸術活動の活性化の促進

情報の収集・提供、文化・芸術交流を促進し、住民の自主的・創造的な文化・芸術活動を支援します。

6 国際交流と地域間交流の促進

(1) 国際交流と地域間交流の促進

(1) 現況と課題

交通・情報通信基盤の発達により、教育、文化、スポーツ、経済など各分野において、国内外の様々な地域との交流が、飛躍的に広がっています。

本町においては、昭和41年にブラジルコチア市と姉妹都市提携を結び、文化、経済などの国際交流を深めており、近年では、町民と地域に住む外国人との交流の機会も増えてきています。また、高知国際版画トリエンナーレ展には、毎回、世界中から多くの作品が寄せられ、土佐和紙を通じても国際交流が図られています。学校現場においては、外国青年語学指導助手の招致や国際理解研修の実施などにより、国際化に対応できる人材の育成に努めています。

国内での地域間交流については、住民・事業者・団体などが主体となる交流が持たれており、合併前の町村においては、「新・氷室の道氷献上隊」など様々な機会において住民相互の交流が深められてきました。

今後においても、幅広い分野において国際交流や国際協力の促進を図るためには、外国の異文化や生活習慣などに接し、国際理解と国際感覚を身につけることが必要です。また、町内における交流や都市と農村との新たな交流などを促進し、地域の活性化や住民相互の一体感の醸成に繋げていくことが必要です。

(2) 施策の体系

国際交流の促進 地域間交流の促進

(3) 施策の展開

国際交流の促進

姉妹都市であるコチア市との経済、文化、学術、教育、スポーツなど様々な分野での交流活動の推進を図ります。

小中学生の国際理解教育や、外国青年語学指導助手の招致などによる国際感覚の育成に向けた取り組みを推進します。

地域間交流の促進

地域内の一体感や町民意識の醸成を高めるため、地域における生活、産業、文化、イベント等の多様な連携・交流の推進に努めます。

グリーンツーリズムを推進し、都市と農山村の交流を図ります。

仁淀川流域との交流・連携を深め、環境保全や商工・観光振興など共通する課題に取り組めます。

第5章 連携・協働 ～住民と行政の連携・協働によるまちづくり～

1 コミュニティの育成

(1) コミュニティの育成

〔1〕 現況と課題

コミュニティは、地域住民の自治意識や住民相互の連帯意識の高揚を図るとともに、地域づくりの基礎となる重要なものです。

本町においては、他の自治体と同様、高齢者の増加や核家族化の進行などの社会状況の変化や、人間関係の希薄化などにより、集落という地域コミュニティの崩壊が進み、地域の活力と住民生活に深刻な問題となっています。

年々増大する防火・防災・防犯対策、青少年の健全育成対策、高齢者対策などの課題に行政と住民が協働して対処するためには、連帯感と自治意識にあふれたコミュニティを再生し、地域の支え合いの仕組みづくりを整備することが急務となっています。

コミュニティの再生に向けては、コミュニティ意識の高揚や地域リーダーの育成が不可欠であり、自治会や区長会などの組織の活性化も重要です。また、住民相互の連帯感や郷土愛にあふれた旧町村単位のコミュニティを、地域の伝統や文化、行事などを通して守っていくことも必要です。さらに、活動の拠点となるコミュニティ施設については、十分な活用が図られるよう、施設の増築、改築、耐震化、バリアフリー化が求められています。

〔2〕 施策の体系

コミュニティ意識の高揚 コミュニティ組織の活性化と地域リーダーの育成 コミュニティ施設の整備
--

〔3〕 施策の展開

コミュニティ意識の高揚

町民が地域に誇りと愛着を持つことができるよう、地域のことを知り学び、地域社会で活動する各種団体と連携を密にして、コミュニティ意識の高揚を図ります。

コミュニティ組織の活性化と地域リーダーの育成

自治会や区長会等の地域を単位とする組織の再活性化に努めるとともに、増加しつつある趣味やまちづくりなどの特定の目的を持って組織された住民団体、ボランティア団体やNPO等を支援し、両者の連携を促進してコミュニティ組織の活性化を図ります。

コミュニティ活動の充実を図っていく上で、活動組織におけるリーダーの存在は、極めて重要な役割を担っていることから、社会教育等各種分野における機会を利用し、リーダーの発掘と育成を図ります。

地域住民が主体となって、廃校施設や集会所など地域のシンボリックな施設を拠点に、住民同士の連携による新たな活動の実施を通じて、担い手を確保し、集落での活動をいつまでも続けられる、魅力ある集落を目指す集落活動センターの整備を推進します。

町の多様な歴史、伝統、文化、産業等を活かし、独創的、個性的な地域づくりを推進します。

コミュニティ施設の整備

コミュニティづくりの住民交流の場や、まちづくりや自主防災活動などの地域活動の拠点としてのコミュニティセンターや、集会所等の計画的な整備や施設の耐震化に努めるとともに、各地域の既存施設の積極的な活用を促進します。

2 住民参画による行政運営

(1) 住民との協働

〔1〕 現況と課題

住民の意識や価値観、生活スタイルなどが多様化し、行政課題や住民ニーズも、多様化・複雑化・高度化する中で、行政運営において、画一的になりがちな行政主導型から、地域の個性や住民ニーズを反映した官民協働、住民主体型へと変革が求められています。

行政と住民の協働によるまちづくりの実現のためには、政策形成段階から住民参画を推進し、住民合意を形成していくことが重要であり、その前提として、行政情報の提供・共有化をより一層進めていかなければなりません。

本町では、住民の皆さまからのご意見・ご要望については、区長からの地区要望や町政懇談会、わたしの意見・提案箱の設置、ホームページにいの町へのご意見コーナーの開設などにより把握し施策や事業に反映しています。また、行政情報については、情報公開制度による情報公開や広報誌・ホームページ等での情報発信により提供に努めています。

今後は、行政運営の一層の公正性・透明性の確保、行政情報の積極的かつ理解しやすい提供に努めるとともに、参画機会の拡充と併せて行政運営に参画することの重要性についての住民理解を得ていくことが必要です。

〔2〕 施策の体系

住民参画の推進 開かれた行政の推進

〔3〕 施策の展開

住民参画の推進

区長連合会との連絡等を密に取り住民からの意見等を把握し、施策や事業に反映させていきます。

各種計画づくりや政策形成にあたって、審議会等の積極的な活用や委員の公募方式の拡充、住民からの意見公募（パブリックコメント）の実施を図るなど、政策形成過程の様々な段階で住民参画が可能なシステムづくりを推進します。

開かれた行政の推進

住民の地域づくりへの関心が高まるよう、ボランティア活動や地域づくり活動、地域づくり研修、イベントなどの情報を広報誌やホームページへ掲載するなど、積極的なPR活動を推進します。

情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図り、住民と行政の情報の共有化を図ります。

個人情報の保護に十分配慮しながら、計画段階から情報公開、広報・広聴活動を推進します。

(2) 行財政運営の効率化・高度化

(1) 現況と課題

社会経済情勢の変化、少子高齢化社会の進行や地方分権の進展などにより、社会構造は大きく変化しています。さらに、扶助費をはじめとする社会保障関連経費が年々増加傾向にあり、財政状況は大変厳しい状況におかれています。本町では、これまで、指定管理者制度の活用、職員数の削減、事務事業の統合など行政のスリム化、効率化を図り、住民サービスの向上に努めてきました。しかしながら、地方分権の進展に伴う事務事業の増加や社会情勢の変化による新たな行政課題や住民ニーズへの迅速な対応が必要となることから、自助、共助、公助といったことを踏まえた新たな行政改革が求められています。

一方、一般財源が乏しい本町の財政状況は、合併による特例で手厚く措置されてきた地方交付税も段階的に減額されることや、新本庁舎建設、伊野幼稚園・小学校改築や南海トラフ地震対策事業など歳出が増加し、長期にわたり厳しい財政状況が予想されるため、今後においても、住民サービスを低下することなく、経常経費の削減を図っていくとともに、緊急性、重要性等、十分な議論のもと、国、県の補助事業や継続する合併による財政支援制度を有効に活用しながら、公共基盤整備の拡充を図りつつ健全な財政運営が求められています。

(2) 施策の体系

住民サービスの向上 財政基盤の強化と効率的な行政運営の推進

(3) 施策の展開

住民サービスの向上

窓口サービスのワンストップ化やインターネットを通じた行政手続き、郵便局を活用した住民票等の交付などの推進により、住民サービスの向上に向けた取り組みを推進します。

多様なニーズに柔軟かつ迅速、横断的に対応できる組織機構の見直しを継続的に行うとともに、業務量の増加を踏まえながら、専門知識をもった職員の配置や職員数の適正化を進めていきます。

人材育成基本方針に基づき、優秀な人材の確保・登用や職員の意識改革を図るなど地方分権の担い手となる人材の長期的・体系的な育成を図ります。

財政基盤の強化と効率的な行政運営の推進

税収の確保や受益者負担の適正化などにより、自主財源の確保に向けた取り組みを推進します。

住民ニーズや事業の緊急度などを勘案して財源の公正かつ効果的な配分を行っていきます。

指定管理者制度の導入などにより、町有施設の効率的な管理運営を行います。

一部事務組合や広域連合、広域市町村圏事務組合等による広域行政の推進により、行政運営の効果的・効率的推進を図ります。